

瀧上市地域防災計画 資料編

令和5年3月 修正

瀧上市防災会議

目 次

資料 1	潟上市災害対策本部条例	1
【情報関係】		2
資料 2	屋外拡声子局表	2
資料 3	災害連絡	5
資料 4	潟上市被害状況報告様式	6
資料 5	市町村被害状況報告要領	31
資料 6	災害広報文例集	40
【基準関係】		44
資料 7	警報・注意報発表基準	44
資料 8	被害状況の判定基準（1）	45
資料 9	被害状況の判定基準（2）	46
【危険箇所関係】		47
資料 10	土砂災害等危険箇所	47
【避難関係】		51
資料 11	避難施設	51
資料 12	規制の標識等	58
資料 13	緊急通行車両確認証明書	59
資料 14	臨時ヘリポート設定基準	61
【福祉保健関係】		62
資料 15	医療施設	62
資料 16	緊急患者輸送要請処理簿	63
資料 17	福祉施設	64
【応援関係】		65
資料 18	災害派遣要請依頼書様式	65
資料 19	災害派遣撤収要請依頼書様式	66
資料 20	協定一覧	67
【災害救助法関係】		70
資料 21	災害救助の主な事務のあらまし	70
【災害対策関係】		75
資料 22	廃棄物処理施設	75
資料 23	建設産業協会名簿	76
資料 24	秋田県沿岸流出油災害対策協議会会員名簿	78
資料 25	農用地たん水危険箇所	80

【条例関係】

資料 1 潟上市災害対策本部条例

潟上市災害対策本部条例

平成 17 年 3 月 22 日

条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき潟上市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部の設置)

第 3 条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

(令和 3 年 12 月 21 日条例第 32 号)

【情報関係】

資料2 屋外拡声子局表

【天王地区】

No.	屋外子局名	時差	地区	住 所	実施 年度	アンサー バック	増幅 器	スピーカ		
								R	S	SS
1	塩口ことぶき荘	A	湖岸(塩口)	天王字不動下 529	14			1	3	
2	中羽立児童館	C	湖岸(中羽立)	天王字中羽立 421-8	14	有		3	1	
3	羽立ことぶき荘前	B	湖岸(羽立)	天王字羽立 548-6	14				4	
4	渋谷農村公園	B	湖岸(渋谷)	天王字不動台 36-2	14			2	2	
5	塩口北野団地	C	湖岸(塩口北野)	天王字塩口北野 77	15	有		1	2	
6	羽立北野児童遊園地	A	湖岸(羽立北野)	天王字羽立北野 1-190	15	有			4	
7	大崎	D	湖岸(大崎 1)	大崎字野沢 191-61	15	有		2	2	
8	大崎ことぶき荘	B	湖岸(大崎 2)	大崎字野沢 166-1	15	有			4	
9	本郷自治会館	B	天王 1	天王字天王 123	14			2	2	
10	天王ことぶき荘	C	天王 2	天王字ハラへ 4-3	14	有	1	2	2	
11	東湖町集会所	A	天王 3	天王字一向 11-103	14				4	
12	ハラへ住宅	B	天王 4	天王字ハラへ 97-1	14		1	2	2	
13	江川ことぶき荘	C	江川 1	天王字江川 51-4	15	有			3	
14	曲町集会所	A	江川 2	天王字御休下 209-1	14				4	
15	天王支団第3分団	B	江川 3	天王字江川谷地 74-8	14			2	1	
16	天王小学校	A	二田下(二田一区)	天王字児玉 76-1	15				3	
17	児玉ことぶき荘	B	二田下(児玉)	天王字沖田台 350-1	14		1	2	2	
18	男鹿地区消防署天王分署	B	二田下(二田新町)	天王字蒲沼 99-5	15		1	1	2	
19	二田保育園	A	二田下(二田駅前)	天王字上江川 47-857	26	有		2	2	
20	天王消防団第一分団	D	二田下(二田二区)	天王字二田 218-43	14				2	
21	天王コミュニティ防災センター	C	二田下(児玉)	天王字持長根 93-1	15	有	1	1	3	
22	二田栄町集会所	C	二田下(二田栄町)	天王字上江川 170-1	14			2	2	
23	二田児童館	B	二田上(二田三区)	天王字二田 184-2	15		1		4	
24	天王農村婦人の家	D	二田上(二田四区)	天王字二田 154-5	15	有	1		4	
25	蒲沼児童館	A	二田上(蓮沼 1)	天王字持谷地 115-1	15	有	1		4	
26	蒲沼分館前	C	二田上(蓮沼 2)	天王字蒲沼 69-4	15	有	1		4	
27	鶴沼台児童館	B	二田上(鶴沼台 1)	天王字鶴沼台 54	15		1	1	3	
28	鞍掛沼公園	A	二田上(鞍掛沼公園)	天王字蒲沼 92-8	15	有	1		4	
29	細谷農村公園	A	出戸(細谷)	天王字上狼縁 6-3	15	有			4	
30	下出戸農村公園	B	出戸(下出戸)	天王字下浜山 103-6	15	有	1	1	3	
31	出戸浜地内	A	出戸(出戸浜)	天王字下浜山 156-4	15	有	1		4	
32	出戸新町運動広場	B	出戸(出戸新町 1)	天王字北野 299-1	15	有		2	2	
33	出戸地区ことぶき荘	C	出戸(上出戸)	天王字北野 239-2	14			2	2	
34	出戸地区浄水場	C	出戸(細谷)	天王字細谷長根 211-2	14			3	1	
35	出戸新町公園緑地	A	出戸(出戸新町 2)	天王字北野 289-96	14			1	3	
36	上出戸分館	B	出戸(上出戸 1)	天王字北野 164-15	15				4	
37	男鹿地区消防署天王南分署	C	出戸(上出戸 2)	天王字北野 1-18	15	有			3	
38	三軒屋ことぶき荘	A	出戸(三軒屋)	天王字北野 117-2	15	有		1	3	
39	長沼球場	B	追分(長沼団地)	天王字長沼 144-1	15		1		4	
40	牛坂児童公園	A	追分(牛坂)	天王字追分 117-18	15	有		1	1	
41	追分地区児童会館前	D	追分(上北野 1)	天王字上北野 73-1	15	有		1	2	
42	追分西西緑地	A	追分(追分西西)	天王字追分西 50-9	14			1	3	
43	追分保育園	C	追分(追分西上)	天王字追分西 121	15			1	3	
44	追分分館	C	追分(追分 1)	天王字追分 132-3	15	有		1	2	
45	追分出張所	D	追分(追分 2)	天王字追分 132-14	14			2		1
46	追分小学校	A	追分(追分 3)	天王字追分西 27-3	14			1	2	
47	江川上谷地公園	A	上谷地	天王字上谷地 106-42	18			1	2	

屋外拡声子局表

【天王地区】

No.	屋外子局名	時差	地区	住 所	実施 年度	アンサー バック	増幅 器	スピーカ		
								R	S	SS
48	追分西西集会所	A	追分(追分西西)	天王字追分西 66-2	28			2	2	
49	上江川緑地公園	D	二田下(二田二区)	天王字上江川 47-293	29			2	2	
50	上北野緑地公園	A	追分(上北野)	天王字上北野 73-1	29				3	

【昭和地区】

No.	屋外子局名	時差	地区	住 所	実施 年度	アンサー バック	増幅 器	スピーカ		
								R	S	SS
1	市民センター昭和館	A	駅前	昭和大久保字堤の上 1-3	18			3	1	
2	竜毛坂の下	B	田屋	昭和大久保字元木田 145	18				3	
3	交流センターかすみ草	A	竜毛 1	昭和豊川竜毛字観音田 30-1	18			3	1	
4	山田公民館	A	山田	昭和豊川山田字八幡下 24-1	18			2	1	
5	ブルーメッセあきた	B	竜毛 2	昭和豊川竜毛字古屋布 1-1	18			4		
6	手の上	A	船橋	昭和豊川船橋字手の上 154	18			2	2	
7	岡井戸分館	A	岡井戸	昭和豊川岡井戸字前田 31	18			3		
8	上虻川集落農事集会所	A	仁山	昭和豊川上虻川字山王 田 5-1	18				3	
9	新薬分館	A	新薬	昭和豊川上虻川字新所 130-1	18				2	
10	株山運動広場	A	株山	昭和豊川竜毛字鳥巻 37-3	18	有		3	1	
11	真形草生土集会所	A	真形	昭和豊川槻木字真形沢 1-5	18	有			3	
12	山神南団地	A	アミダ堂	昭和大久保字山神 122	18			1	3	
13	交流センターみつば館	A	乱橋	昭和八丁目字汲田 27-1	18			2	2	
14	町後児童公園	B	上町	昭和大久保字町後 186	18			1	3	
15	湖南交流センター	A	新関 1	昭和大久保字後谷地 4-1	18			2	1	
16	八郎まつり伝承館	B	野村	昭和大久保字音羽下 342	18			3	1	
17	白洲野公民館	A	白洲野	昭和大久保字北野白洲 野 53-1	18			1	3	
18	昭和工業団地内公園	A	蓮沼	昭和大久保字北野蓮沼 前山 1-13	18			2	2	
19	新関団地	B	新関	昭和大久保字北野武利 子沢 61-1	18			1	3	
20	天神下集落農業構造改 善センター	A	天神下	昭和大久保字北野大崎 道添 40-4	18			4		
21	南部児童館前広場	A	大郷守	昭和大久保字北野街道 上 19-3	18			1	3	
22	大清水農村公園	A	大郷守 2	昭和大久保字北野細谷 道添 173-3	18			1	2	
23	大清水北野分館	A	大清水北野	昭和大久保字北野細谷 道添 130	18			2	2	
24	下町集会所ひまわり館	A	下町	昭和大久保字屋布 24-2	24				4	
25	昭和西保育園	A	下谷地	昭和大久保字後谷地 51-1	24			1	2	
26	中央児童館	A	宮の前	昭和大久保字元木田 68	26	有			4	
27	北野細谷道添	A	大郷守	昭和大久保字北野細谷 道添 72-172	27	有		1	3	

【飯田川地区】

No.	屋外子局名	時差	地区	住 所	実施 年度	アンサー バック	増幅器	スピーカ		
								R	S	SS
1	さくら児童公園	B	上手一	飯田川下虻川儘ノ内 87-1	18			1	3	
2	飯田川出張所	A	飯田川出張所	飯田川下虻川字八ツ口 70	18	有		3	1	
3	飯田川駐在所前	A	妹川浜	飯田川和田妹川字松ノ 木 18-8	18			2	2	
4	金山農村公園	A	金山	飯田川金山字家ノ前 36	18			2		
5	羽後飯塚駅南側無料 駐車場	A	飯塚駅前	飯田川飯塚字中谷地 47-7	18			1	3	
6	飯塚児童館	B	飯塚上	飯田川飯塚字深田 19-2	18			2	2	

資料3 災害連絡

NO _____

災 害 連 絡

受付	令和 年 月 日	午前 時 分 午後	受付者	課名 職員名
通報者	住所	氏名	電話番号	
被害場所	潟上市	町 番地 丁目 番 号	住宅地図	P - -
被災者名			電話番号	
被害状況	人	死者不明 行方不明 重傷 軽傷	[具体的内容] ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----	
	建物	全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 火災		
	道路	損壊 一部損壊		
	河川	決壊		
	山林	崩壊		
	田畑	流失 埋没 土砂流入		
	その他			
	連絡先	() 内は連絡先担当者名		

資料4 潟上市被害状況報告様式

潟上市被害状況報告様式（0号～21号）

様式0号

災害発生即報

災 害 名		市・地区名	潟上市	地区
発 信 者		発信日時		
1 災 害 の 発 生 状 況	発 生 日 時	月 日 時 分		
	発生場所又は地区			
	原因および内容			
2 災 害 に 対 し て と ら れ た 措 置	災害対策本部等の 設 置 状 況	災 害 対 策 本 部 設 置		水 防 本 部 設 置
	高 齢 者 等 避 難 避 難 指 示 等 の 状 況	対 象 地 区		
		発 表 の 時 刻	月 日 時 分	月 日 時 分
		避 難 場 所		
		世 帯 人 数		
	消 防 機 関 の 出 動 状 況	その他の状況		
		区 分		
		出 動 の 時 期		
		出 動 の 人 員		
	応急措置の概要			
	救助活動の概要			
そ の 他				
3 応 援 要 求	他の機関に行った 応援要求の概要			
	県に対する要請			

被害の概要

区 分			累 計	この報告の被害	備考 (被害の特記事項を記入)	
人的被害	死	者	1	人		
	行	方 不 明	2	人		
	負傷者	重	傷	3	人	
		軽	傷	4	人	
		計		5	人	
住 家	全	壊 ・ 流 失	6	棟		
			7	世帯		
			8	人		
	半	壊	9	棟		
			10	世帯		
	全	焼	11	人		
			12	棟		
			13	世帯		
	半	焼	14	人		
			15	棟		
			16	世帯		
			17	人		
	一 部 損 壊	部 損 壊	18	棟		
			19	世帯		
20			人			
床 上 浸 水			床 上 浸 水	21	棟	
				22	世帯	
				23	人	
床 下 浸 水			床 下 浸 水	24	棟	
				25	世帯	
				26	人	
非住家	官公署・学校・病院などの公共施設	27	棟			
	そ の 他	28	棟			
田畑被害	田	流 出 ・ 埋 没	29	ha		
		冠 水	30	ha		
	畑	流 出 ・ 埋 没	31	ha		
		冠 水	32	ha		
そ の 他 の 被 害	道 路 損 壊	33	カ所			
	橋 梁 流 出	34	カ所			
	堤 防 決 壊	35	カ所			
	溜 池 ・ 水 路 欠 壊	36	カ所			
	山 ・ 崖 ぐ ず れ	37	カ所			
	ろ ・ かい 等 による 所	42	隻			
	鉄 道 不 通 個 所	43	カ所			
	通 信 被 害	44	回線			
	停 電 世 帯	45	世帯			
	水 道 障 害	46	カ所			
	有 線 放 送	47	世帯			
	清 掃 施 設	48	カ所			
		49				
被 害 推 定 額	50	万円				

※例 ○人的被害＝氏名・住所・年令等 ○公共建物＝施設の名称・被害の程度
○道路・橋＝路線名・橋梁名等

〔特に災害に対して何らかの措置を執ったとき、又は、人的被害、住家被害、その他住民の生活に支障をきたすような被害が発生した場合は、昼夜問わず報告すること。〕

(注) この即報は、災害発生の都度、電話で報告のこと。

様式第1号

被害状況速報

市・地区名		潟上市		地区		区 分			被 害	
災 害 名 ・ 報告番号	災害名		第 報		(月 日 時現在)	そ の 他	田	流失・埋没	ha	
								冠 水	ha	
報告者名							畑	流失・埋没	ha	
								冠 水	ha	
							文 教 施 設		箇所	
							病 院		箇所	
							道 路		箇所	
							橋 り よ う		箇所	
						河 川		箇所		
						港 湾		箇所		
						砂 防		箇所		
						清 掃 施 設		箇所		
						崖 く ず れ		箇所		
						鉄 道 不 通		箇所		
						水 道		戸		
						電 話		回線		
						電 気		戸		
						ガ ス		戸		
						ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		
						り 災 世 帯 数		世帯		
						り 災 者 数		人		
						火 災 発 生				
						建 物		件		
						危 険 物		件		
						そ の 他		件		
非住家	公 共 建 物		棟							
	そ の 他		棟							

様式第2号

り災者被害

市町村：潟上市 地区

災害名：

発生時間：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

項 目 名	番号	内 容	備 考
人的被害 死者 (人)	1		
人的被害 行方不明 (人)	2		
人的被害 重傷 (人)	3		
人的被害 軽傷 (人)	4		
人的被害 計 (人)	5		
住家被害 全壊 (棟)	6		
住家被害 全壊 (世帯)	7		
住家被害 全壊 (人)	8		
住家被害 流失 (棟)	9		
住家被害 流失 (世帯)	10		
住家被害 流失 (人)	11		
住家被害 半壊 (棟)	12		
住家被害 半壊 (世帯)	13		
住家被害 半壊 (人)	14		
住家被害 一部破損 (棟)	15		
住家被害 一部破損 (世帯)	16		
住家被害 一部破損 (人)	17		
住家被害 床上浸水 (棟)	18		
住家被害 床上浸水 (世帯)	19		
住家被害 床上浸水 (人)	20		
住家被害 床下浸水 (棟)	21		
住家被害 床下浸水 (世帯)	22		
住家被害 床下浸水 (人)	23		
住家被害 り災計 (棟)	24		
住家被害 り災計 (世帯)	25		
住家被害 り災計 (人)	26		
非住家 全壊 (棟)	27		
非住家 流失 (棟)	28		
非住家 半壊 (棟)	29		
非住家 破損 (棟)	30		
非住家 浸水 (棟)	31		
非住家 計 (棟)	32		

(注) 「様式第6号」の「建物」被害を含まず。

資料編

様式第3号

教育関係被害

発生時間：

災害名：

報告日時：

報告元：

報告番号：

報告者：

市町村名	設置者名	施設名	全半壊		補修 (千円)	建物計		工作物 (千円)	土地 (千円)	設備 (千円)	合計 (千円)	被害の概要
			面積 (㎡)	金額 (千円)		面積 (㎡)	金額 (千円)					
潟上市												

様式第4号

福祉施設関係被害

災害名：

発生時間：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

施設区分 01:老人福祉施設 02:保育所(児童館) 03:児童入所施設 04:身体障害者更正援護施設 05:精神薄弱者援護施設
06:社会福祉事業施設 07:生活保護施設 99:その他

被害区分				全壊		流失		半壊		浸水		破損		敷地崩壊		備考
施設区分	施設名	市町村名	大字名	㎡	金額 (千円)	㎡	金額 (千円)									

(注) その他施設とは、身体障害者更正援護施設、知的障害援護施設、社会福祉事業施設および生活保護施設

様式第5号

公共建物被害

市町村：潟上市

地区

災害名：

発生時間：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

項 目 名	番号	内 容	備 考
市 有 全壊・全焼 (棟)	1		
市 有 全壊・全焼 (千円)	2		
市 有 流失 (棟)	3		
市 有 流失 (千円)	4		
市 有 半壊 (棟)	5		
市 有 半壊 (千円)	6		
市 有 浸水 (棟)	7		
市 有 浸水 (千円)	8		
市 有 破損 (棟)	9		
市 有 破損 (千円)	10		
市 有 敷地崩壊 (棟)	11		
市 有 敷地崩壊 (千円)	12		
市 有 計 (棟)	13		
市 有 計 (千円)	14		
神社等 全壊・全焼 (棟)	15		
神社等 全壊・全焼 (千円)	16		
神社等 流失 (棟)	17		
神社等 流失 (千円)	18		
神社等 半壊 (棟)	19		
神社等 半壊 (千円)	20		
神社等 浸水 (棟)	21		
神社等 浸水 (千円)	22		
神社等 破損 (棟)	23		
神社等 破損 (千円)	24		
神社等 敷地崩壊 (棟)	25		
神社等 敷地崩壊 (千円)	26		
神社等 計 (棟)	27		
神社等 計 (千円)	28		

(注) 様式3、4、10、11、12、13号の建物被害を含まず。

様式第6号

商業及び鉱工業関係被害

市町村：潟上市

地区

災害名：

発生時間：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

項目名	番号	内容	備考
商業 被害事業所数	1		
商業 建物被害 全壊 (棟)	2		
商業 建物被害 全壊 金額(千円)	3		
商業 建物被害 流失 (棟)	4		
商業 建物被害 流失 金額(千円)	5		
商業 建物被害 半壊 (棟)	6		
商業 建物被害 半壊 金額(千円)	7		
商業 建物被害 浸水 (棟)	8		
商業 建物被害 浸水 金額(千円)	9		
商業 建物被害 破損 (棟)	10		
商業 建物被害 破損 金額(千円)	11		
商業 建物被害 敷地崩壊 (m ²)	12		
商業 建物被害 敷地崩壊 金額(千円)	11		
商業 建物被害 建物被害合計 (棟)	14		
商業 建物被害 建物被害額合計 金額(千円)	15		
商業 施設商品関係被害 施設 数量	16		
商業 施設商品関係被害 施設 金額(千円)	17		
商業 施設商品関係被害 商品 製品 数量	18		
商業 施設商品関係被害 商品 製品 金額(千円)	19		
商業 施設商品関係被害 仕掛品 原材料 数量	20		
商業 施設商品関係被害 仕掛品 原材料 金額(千円)	21		
商業 施設商品関係被害 その他 数量	22		
商業 施設商品関係被害 その他 金額(千円)	23		
商業 商工関係被害合計 金額(千円)	24		
工業 被害事業所数	25		
工業 建物被害 全壊 (棟)	26		
工業 建物被害 全壊 金額(千円)	27		
工業 建物被害 流失 (棟)	28		
工業 建物被害 流失 金額(千円)	29		
工業 建物被害 半壊 (棟)	30		
工業 建物被害 半壊 金額(千円)	31		
工業 建物被害 浸水 (棟)	32		
工業 建物被害 浸水 金額(千円)	33		
工業 建物被害 破損 (棟)	34		
工業 建物被害 破損 金額(千円)	35		
工業 建物被害 敷地崩壊 (m ²)	36		
工業 建物被害 敷地崩壊 金額(千円)	37		
工業 建物被害 建物被害合計 (棟)	38		
工業 建物被害 建物被害額合計 金額(千円)	39		
工業 施設商品関係被害 施設 数量	40		
工業 施設商品関係被害 施設 金額(千円)	41		
工業 施設商品関係被害 商品 製品 数量	42		
工業 施設商品関係被害 商品 製品 金額(千円)	43		

資料編

項 目 名					番号	内 容	備 考
工業	施設商品関係被害	仕掛品	原材料	数量	44		
工業	施設商品関係被害	仕掛品	原材料	金額(千円)	45		
工業	施設商品関係被害	その他		数量	46		
工業	施設商品関係被害	その他		金額(千円)	47		
工業	商 工 関 係 被 害 合 計			金額(千円)	48		
その他	被 害 事 業 所 数				49		
その他	建物被害	全壊		(棟)	50		
その他	建物被害	全壊		金額(千円)	51		
その他	建物被害	流失		(棟)	52		
その他	建物被害	流失		金額(千円)	53		
その他	建物被害	半壊		(棟)	54		
その他	建物被害	半壊		金額(千円)	55		
その他	建物被害	浸水		(棟)	56		
その他	建物被害	浸水		金額(千円)	57		
その他	建物被害	破損		(棟)	58		
その他	建物被害	破損		金額(千円)	59		
その他	建物被害	敷地崩壊		(m ²)	60		
その他	建物被害	敷地崩壊		金額(千円)	61		
その他	建物被害	建物被害合計		(棟)	62		
その他	建物被害	建物被害額合計		金額(千円)	63		
その他	施設商品関係被害	施設		数量	64		
その他	施設商品関係被害	施設		金額(千円)	65		
その他	施設商品関係被害	商品	製品	数量	66		
その他	施設商品関係被害	商品	製品	金額(千円)	67		
その他	施設商品関係被害	仕掛品	原材料	数量	68		
その他	施設商品関係被害	仕掛品	原材料	金額(千円)	69		
その他	施設商品関係被害	その他		数量	70		
その他	施設商品関係被害	その他		金額(千円)	71		
その他	商 工 関 係 被 害 合 計			金額(千円)	72		

様式第7号

公営企業関係被害

市町村：潟上市 地区

災害名：

発生時間：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

項目名	番号	内容	備考
自動車運送業 事業数	1		
自動車運送業 被害額 (千円)	2		
ガス事業 事業数	3		
ガス事業 被害額 (千円)	4		
収益事業 事業数	5		
収益事業 被害額 (千円)	6		
国民健康保険事業 事業数	7		
国民健康保険事業 被害額 (千円)	8		
公共質屋事業 事業数	9		
公共質屋事業 被害額 (千円)	10		
その他 事業数	11		
その他 被害額 (千円)	12		
合計 事業数	13		
合計 被害額 (千円)	14		

様式第8号の1

土木関係被害

災害名：

発生時間：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

番号	種別	河川路線名等	施行位置		被害額 (千円)	工事概要	摘要
			市町村	町字			
1							

様式第8号の2

公営住宅関係被害

市町村：潟上市

地区

災害名：

発生時間：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

項	目	名	番号	内 容	備 考
滅失	全焼	棟	1		
滅失	全焼	金額(千円)	2		
滅失	全焼	棟	3		
滅失	全焼	金額(千円)	4		
滅失	全流失	棟	5		
滅失	全流失	金額(千円)	6		
損傷	半壊	棟	7		
損傷	半壊	金額(千円)	8		
損傷	半焼	棟	9		
損傷	半焼	金額(千円)	10		
損傷	半流失	棟	11		
損傷	半流失	金額(千円)	12		
損傷	一部損傷	棟	13		
損傷	一部損傷	金額(千円)	14		
床上浸水		棟	15		
床上浸水		金額(千円)	16		
敷地崩壊		棟	17		
敷地崩壊		金額(千円)	18		
合計		棟	19		
合計		金額(千円)	20		

様式第9号の1

農地・農業用施設関係被害

市町村：潟上市

地区

災害名：

発生時間：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

項	目	名	番号	内 容	備 考
農地	田	面積 (ha)	1		
農地	田	箇所	2		
農地	田	金額(千円)	3		
農地	畑	面積 (ha)	4		
農地	畑	箇所	5		
農地	畑	金額(千円)	6		
農地	畦畔	面積 (ha)	7		
農地	畦畔	箇所	8		
農地	畦畔	金額(千円)	9		
農地	計	面積 (ha)	10		
農地	計	箇所	11		
農地	計	金額(千円)	12		
農業用施設	ため池	箇所	13		
農業用施設	ため池	金額(千円)	14		
農業用施設	頭首工	箇所	15		
農業用施設	頭首工	金額(千円)	16		
農業用施設	水路	箇所	17		
農業用施設	水路	延長 (m)	18		
農業用施設	水路	金額(千円)	19		
農業用施設	堤防	箇所	20		
農業用施設	堤防	延長 (m)	21		
農業用施設	堤防	金額(千円)	22		
農業用施設	揚水機	箇所	23		
農業用施設	揚水機	金額(千円)	24		
農業用施設	道路	箇所	25		
農業用施設	道路	延長 (m)	26		
農業用施設	道路	金額(千円)	27		
農業用施設	橋梁	箇所	28		
農業用施設	橋梁	金額(千円)	29		
農業用施設	農地保全	箇所	30		
農業用施設	農地保全	延長 (m)	31		
農業用施設	農地保全	金額(千円)	32		
農業用施設	計	箇所	33		
農業用施設	計	延長 (m)	34		
農業用施設	計	金額(千円)	35		
負担法	地すべり	箇所	36		
負担法	地すべり	金額(千円)	37		
負担法	計	箇所	38		
負担法	計	金額(千円)	39		

様式9号の2

農地・農業用施設関係被害

災害名：潟上市

地区

発生日時：

集計者：

集計日時：

集計対象：

項目		単位								
農地	田	面積	ha							
		箇所								
		金額	千円							
	畑	面積	ha							
		箇所								
		金額	千円							
	畦畔	面積	ha							
		箇所								
		金額	千円							
	計	面積	ha							
		箇所								
		金額	千円							
農業用施設	ため池	箇所								
		金額	千円							
	頭首工	箇所								
		金額	千円							
	水路	箇所								
		延長	m							
	金額	千円								
	堤防	箇所								
		延長	m							
	金額	千円								
	揚水機	箇所								
		金額	千円							
	道路	箇所								
		延長	m							
	金額	千円								
	橋梁	箇所								
		金額	千円							
	農地保全	箇所								
延長		m								
金額		千円								
計	箇所									
	延長	m								
	金額	千円								
暫定法計	箇所									
	金額	千円								
負担法	地すべり	箇所								
		金額	千円							
負担法計	箇所									
	金額	千円								
総合計	箇所									
	金額	千円								

様式第10号の1

農作物関係被害

市町村：潟上市

地区

発生時間：

災害名：

報告日時：

報告元：

報告番号：

報告者：

分類	作物名	農家 戸数 (戸)	面積 (ha)	減収量 (t)	単価 (千円/t)	被害額 (千円)	被害程度別内訳										備考		
							100%		100%未満～70%		70%未満～50%		50%未満～30%		30%未満				
							面積 (ha)	減収量 (t)											

様式第10号の2

果樹等樹体被害

市町村：潟上市

地区

発生時間：

災害名：

報告日時：

報告元：

報告番号：

報告者：

分類	作物名	農家 戸数 (戸)	面積 (ha)	被害額 (千円)	樹体損傷					落葉					備考				
					被害程度別内訳(面積:ha)					被害程度別内訳(面積:ha)									
					100%	100%未満 ～70%	70%未満 ～50%	50%未満 ～30%	30%未満	100%	100%未満 ～70%	70%未満 ～50%	50%未満 ～30%	30%未満					

様式第10号の3

農業用非共同利用施設被害

市町村：潟上市

地区

発生時間：

災害名：

報告日時：

報告元：

報告番号：

報告者：

分類	作物名	施設名	農家 戸数 (戸)	被害額 (千円)	件数 (件)	被害程度別内訳										備考			
						100%		100%未満 ～70%		70%未満 ～50%		50%未満 ～30%		30%未満					
						面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)				

様式第 1 1 号

養蚕関係被害

市町村：潟上市

地区

災害名：

発生時間：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

項 目 名	番号	内 容	備 考
被害戸数 建物 (戸)	1		
掃立箱数 (箱)	2		
被害箱数 (箱)	3		
減収量 (t)	4		
単価 (千円/t)	5		
被害金額 (千円)	6		
被害程度内訳 100% 数 量 (箱)	7		
被害程度内訳 100% 減収量 (t)	8		
被害程度内訳 100%未満～70% 数 量 (箱)	9		
被害程度内訳 100%未満～70% 減収量 (t)	10		
被害程度内訳 70%未満～50% 数 量 (箱)	11		
被害程度内訳 70%未満～50% 減収量 (t)	12		
被害程度内訳 50%未満～30% 数 量 (箱)	13		
被害程度内訳 50%未満～30% 減収量 (t)	14		
被害程度内訳 30%未満 数 量 (箱)	15		
被害程度内訳 30%未満 減収量 (t)	16		

資料編

様式第12号

畜産関係被害

市町村：潟上市

地区

災害名：

発生時間：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

項目名	棟数	番号	内容	備考
畜舎	流失・埋没	棟数 (棟)	1	
畜舎	流失・埋没	被害額 (千円)	2	
畜舎	全壊	棟数 (棟)	3	
畜舎	全壊	被害額 (千円)	4	
畜舎	半壊	棟数 (棟)	5	
畜舎	半壊	被害額 (千円)	6	
畜舎	土砂流入	棟数 (棟)	7	
畜舎	土砂流入	被害額 (千円)	8	
畜舎	浸水	棟数 (棟)	9	
畜舎	浸水	被害額 (千円)	10	
畜舎	小計	棟数 (棟)	11	
畜舎	小計	被害額 (千円)	12	
牧草地	改良草地	箇所数 (箇所)	13	
牧草地	改良草地	面積 (ha)	14	
牧草地	改良草地	被害額 (千円)	15	
牧草地	飼料専用畑	箇所数 (箇所)	16	
牧草地	飼料専用畑	面積 (ha)	17	
牧草地	飼料専用畑	被害額 (千円)	18	
牧草地	小計	箇所数 (箇所)	19	
牧草地	小計	面積 (ha)	20	
牧草地	小計	被害額 (千円)	21	
牧野等施設	牧道	箇所数 (箇所)	22	
牧野等施設	牧道	面積 (ha)	23	
牧野等施設	牧道	被害額 (千円)	24	
牧野等施設	牧柵	箇所数 (箇所)	25	
牧野等施設	牧柵	面積 (ha)	26	
牧野等施設	牧柵	被害額 (千円)	27	
牧野等施設	付属施設	箇所数 (箇所)	28	
牧野等施設	付属施設	面積 (ha)	29	
牧野等施設	付属施設	被害額 (千円)	30	
牧野等施設	小計	被害額 (千円)	31	
家畜	死亡流失	乳牛 (頭)	32	
家畜	死亡流失	乳牛 被害額 (千円)	33	
家畜	死亡流失	肉用牛 (頭)	34	
家畜	死亡流失	肉用牛 被害額 (千円)	35	
家畜	死亡流失	馬 (頭)	36	
家畜	死亡流失	馬 被害額 (千円)	37	
家畜	死亡流失	豚 (頭)	38	
家畜	死亡流失	豚 被害額 (千円)	39	
家畜	死亡流失	採卵鶏 (羽)	40	
家畜	死亡流失	採卵鶏 被害額 (千円)	41	
家畜	死亡流失	ブロイラー (羽)	42	
家畜	死亡流失	ブロイラー 被害額 (千円)	43	
家畜	死亡流失	みつばち (群)	44	
家畜	死亡流失	みつばち 被害額 (千円)	45	
家畜	損傷	乳牛 (頭)	46	
家畜	損傷	乳牛 被害額 (千円)	47	
家畜	損傷	肉用牛 (頭)	48	
家畜	損傷	肉用牛 被害額 (千円)	49	
家畜	損傷	馬 (頭)	50	
家畜	損傷	馬 被害額 (千円)	51	
家畜	損傷	豚 (頭)	52	
家畜	損傷	豚 被害額 (千円)	53	
家畜	損傷	採卵鶏 (羽)	54	
家畜	損傷	採卵鶏 被害額 (千円)	55	
家畜	損傷	ブロイラー (羽)	56	
家畜	損傷	ブロイラー 被害額 (千円)	57	
家畜	小計	被害額 (千円)	58	
畜産物	生乳	(kg)	59	
畜産物	生乳	被害額 (千円)	60	
畜産物	鶏卵	(kg)	61	
畜産物	鶏卵	被害額 (千円)	62	
畜産物	小計	被害額 (千円)	63	
飼料	濃厚飼料	(t)	64	
飼料	濃厚飼料	被害額 (千円)	65	
飼料	乾燥、～イキ	(t)	66	
飼料	乾燥、～イキ	被害額 (千円)	67	
飼料	稲ワラ	(t)	68	
飼料	稲ワラ	被害額 (千円)	69	
飼料	小計	被害額 (千円)	70	
畜産関係被害総額			71	

様式第13号

農業共同利用施設被害

市町村：潟上市

地区

発生時間：

災害名：

報告日時：

報告元：

報告番号：

報告者：

施設種別	被害程度												合計			被災事業主体数		備考
	全壊			大破			中破			小破			件数 (件)	面積 (㎡)	被害額 (千円)	組合有	その他	
	件数 (件)	面積 (㎡)	被害額 (千円)															

- (注) 1. 全壊とは、まったく使用に耐えないか流出、埋没したもの、大破とは、時価の70%以上、中破とは、時価の70%未満、30%以上、小破とは、時価の30%未満の修繕費でそれぞれ復旧しうると推定されるものとする。但し、農機具の被害は、単に外面的破損または流出、埋没のほか冠浸水の程度および冠浸水時間による錆錆状態を検査して、使用価値の変動を検討して件定すること。
2. 林業協同施設は、山林関係被害(様式第15号)によって報告すること。

様式第14号の1

山林関係(治山)被害

市町村: 潟上市

地区

災害名:

発生時間:

報告元:

報告日時:

報告者:

報告番号:

項 目 名				番号	内 容	備 考
治山	新生荒廃地	溪流	箇所(箇所)	1		
治山	新生荒廃地	溪流	面積 (ha)	2		
治山	新生荒廃地	溪流	被害額(千円)	3		
治山	新生荒廃地	山腹	箇所(箇所)	4		
治山	新生荒廃地	山腹	面積 (ha)	5		
治山	新生荒廃地	山腹	被害額(千円)	6		
治山	新生荒廃地	林地崩壊防止	箇所(箇所)	7		
治山	新生荒廃地	林地崩壊防止	面積 (ha)	8		
治山	拡大荒廃地	林地崩壊防止	被害額(千円)	9		
治山	拡大荒廃地	災害維持修繕	箇所(箇所)	10		
治山	拡大荒廃地	災害維持修繕	面積 (ha)	11		
治山	拡大荒廃地	災害維持修繕	被害額(千円)	12		
治山	被害額小計			(千円)	13	
地すべり	拡大荒廃地		箇所(箇所)	14		
地すべり	拡大荒廃地		面積 (ha)	15		
地すべり	拡大荒廃地		被害額(千円)	16		
地すべり	拡大荒廃地	災害維持修繕	箇所(箇所)	17		
地すべり	拡大荒廃地	災害維持修繕	面積 (ha)	18		
地すべり	拡大荒廃地	災害維持修繕	被害額(千円)	19		
地すべり	被害額小計			(千円)	20	
施設被害	林野荒廃防止施設	負担法	箇所(箇所)	21		
施設被害	林野荒廃防止施設	負担法	面積 (ha)	22		
施設被害	林野荒廃防止施設	負担法	被害額(千円)	23		
施設被害	林野荒廃防止施設	暫定法	箇所(箇所)	24		
施設被害	林野荒廃防止施設	暫定法	面積 (ha)	25		
施設被害	林野荒廃防止施設	暫定法	被害額(千円)	26		
施設被害	地すべり防止施設		箇所(箇所)	27		
施設被害	地すべり防止施設		面積 (ha)	28		
施設被害	地すべり防止施設		被害額(千円)	29		
施設被害	被害額小計			(千円)	30	
治 山	被害額小計			(千円)	31	

様式第15号の1

山林関係(林道)被害

市町村：潟上市

地区

災害名：

発生時間：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

項	目	名	番号	内 容	備 考
路線数		(路線)	1		
路線数	内未成	(路線)	2		
路線数	内転属	(路線)	3		
路線数	橋梁	(路線)	4		
路線数	小災害	(路線)	5		
箇所数		(箇所)	6		
箇所数	内未成	(箇所)	7		
箇所数	内転属	(箇所)	8		
箇所数	橋梁	(箇所)	9		
箇所数	小災害	(箇所)	10		
延長		(m)	11		
延長	内未成	(m)	12		
延長	内転属	(m)	13		
延長	橋梁	(m)	14		
延長	小災害	(m)	15		
被害額		(千円)	16		
被害額	内未成	(千円)	17		
被害額	内転属	(千円)	18		
被害額	橋梁	(千円)	19		
被害額	小災害	(千円)	20		

様式第15号の2

山林関係(造林地等)被害

市町村：潟上市

地区

災害名：

森林計画区：

報告元：

発生時間：

報告者：

報告日時：

報告番号：

令級	被 害										要 復 旧										備考			
	人 工 林										天然林		計		改 植			その他				計		
	スギ		ヒノキ		マツ類		その他		人工林計		面積	被害額	面積	被害額	面積	単価	経費	面積	単価	経費		面積	単価	経費
(ha)	(千円)	(ha)	(千円)	(ha)	(千円)	(ha)	(千円)	(ha)	(千円)	(ha)	(千円)	(ha)	(千円)	(ha)	(千円)	(千円)	(ha)	(千円)	(千円)	(ha)	(千円)	(千円)		

(注)

- 被害の「面積」欄は、火災にあつては被災全域、病虫獣害にあつては中害以上のものの区域面積、その他の被害にあつては被害率30%以上のものの区域面積とする。
- 「備考」欄には、復旧事業の種類(要復旧経費のその他の明細)
- 造林地等の被害で崩壊等の被害にあつては、面積が治山と重複する。
- 被害計の「面積」欄は、要復旧の「面積計」欄の数と復旧可能性の合計の「面積」欄の数の和に一致する。
- 被害額総計の「計」欄は、造林地等の被害の被害、被害計の被害額の「計」欄と苗畑等被害の被害量「被害額」欄と苗畑施設被害の計の「被害額」欄の和を記入する。

様式第15号の3

山林関係(苗木等)被害

市町村：潟上市 地区

災害名： 発生時間：

報告元： 報告日時：

報告者： 報告番号：

樹種	計画面量					経営者数 (人)	被害量					備考	
	面積 (a)	本数(千本)			面積 (a)		本数(千本)			被害率 (%)	被害金額 (千円)		経営者数 (人)
		1年生	2年生	3年生			計	1年生	2年生				

様式第15号の4

山林関係(苗畑施設等)被害

市町村：潟上市 地区

災害名： 発生時間：

報告元： 報告日時：

報告者： 報告番号：

被害内容	被害			要復旧				備考
	箇所	被害数量 (㎡)	被害金額 (千円)	復旧種類	数量 (㎡)	単価 (千円)	復旧金額 (千円)	

- (注) 苗木被害
6. 「計画型」当年度生産予定数量を記入する。
 7. 「被害面積」は、区域面積とする。
 8. 「被害数量」欄には、下段に総被害量を記入し、上段かつこ内30%以上の被害を受けた経営者の被害量を記入する。
- 施設被害
9. 被害種別ごとに記入する。
 10. 共同利用施設については、「被害内容」欄に共と記入する。
 11. 「被害内容」欄には、畑地流失、畑地埋没、灌水施設破損、堆肥舎倒壊等具体的に記入する。
 12. 「復旧の種類」欄には、「被害内容」に対応するよう復旧申請の種類(例えば、土砂排除、跡地整理等)を具体的に記入する。

様式第15号の5

山林関係(林産物)被害

市町村：潟上市 地区

災害名：

発生時間：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

項 目	名	番号	内 容	備 考
木材	素材 数 量 (m ³)	1		
木材	素材 被害額 (千円)	2		
木材	製材 数 量 (m ³)	3		
木材	製材 被害額 (千円)	4		
木材	その他 数 量 (m ³)	5		
木材	その他 被害額 (千円)	6		
被害額小計 (千円)		7		
薪炭	原木 数 量 (m ³)	8		
薪炭	原木 被害額 (千円)	9		
薪炭	木炭 数 量 (kg)	10		
薪炭	木炭 被害額 (千円)	11		
薪炭	薪 数 量 (束)	12		
薪炭	薪 被害額 (千円)	13		
薪炭	加工炭 数 量 (kg)	14		
薪炭	加工炭 被害額 (千円)	15		
被害額小計 (千円)		16		
特用林産物	椎茸 数 量 (kg)	17		
特用林産物	椎茸 被害額 (千円)	18		
特用林産物	竹材 数 量 (m ³)	19		
特用林産物	竹材 被害額 (千円)	20		
特用林産物	その他 名 称	21		
特用林産物	その他 数 量	22		
特用林産物	その他 被害額 (千円)	23		
被害額小計 (千円)		24		
林産物被害額合計 (千円)		25		

様式第15号の6

山林関係(林産施設)被害

市町村：潟上市 地区

災害名：

発生時間：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

施設種別	被害項目	全 壊		半 壊		小 破		被害額合計 (千円)
		数量 (m ²)	被害額 (千円)	数量 (m ²)	被害額 (千円)	数量 (m ²)	被害額 (千円)	

(注) 1. 施設の全壊(大破)、半壊(中破)、小破とは、様式第13号の農林水産業共同利用施設に準ずる。

様式第15号の7

山林関係(林産加工施設)被害

市町村：潟上市 地区

災害名：

発生時間：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

項目名	番号	内容	備考
木材加工施設 建物被害 全壊 数量 (棟)	1		
木材加工施設 建物被害 全壊 被害額 (千円)	2		
木材加工施設 建物被害 半壊 数量 (棟)	3		
木材加工施設 建物被害 半壊 被害額 (千円)	4		
木材加工施設 建物被害 小破 数量 (棟)	5		
木材加工施設 建物被害 小破 被害額 (千円)	6		
木材加工施設 建物被害合計 (千円)	7		
木材加工施設 機械被害 大破 数量 (点)	8		
木材加工施設 機械被害 大破 被害額 (千円)	9		
木材加工施設 機械被害 中波 数量 (点)	10		
木材加工施設 機械被害 中波 被害額 (千円)	11		
木材加工施設 機械被害 小破 数量 (点)	12		
木材加工施設 機械被害 小破 被害額 (千円)	13		
木材加工施設 機械被害合計 (千円)	14		
木材加工施設 加工施設被害合計 (千円)	15		
加工炭 建物被害 全壊 数量 (棟)	16		
加工炭 建物被害 全壊 被害額 (千円)	17		
加工炭 建物被害 半壊 数量 (棟)	18		
加工炭 建物被害 半壊 被害額 (千円)	19		
加工炭 建物被害 小破 数量 (棟)	20		
加工炭 建物被害 小破 被害額 (千円)	21		
加工炭 建物被害合計 (千円)	22		
加工炭 機械被害 大破 数量 (点)	23		
加工炭 機械被害 大破 被害額 (千円)	24		
加工炭 機械被害 中波 数量 (点)	25		
加工炭 機械被害 中波 被害額 (千円)	26		
加工炭 機械被害 小破 数量 (点)	27		
加工炭 機械被害 小破 被害額 (千円)	28		
加工炭 機械被害合計 (千円)	29		
加工炭 加工施設被害合計 (千円)	30		
特用林産物加工施設 建物被害 全壊 数量 (棟)	31		
特用林産物加工施設 建物被害 全壊 被害額 (千円)	32		
特用林産物加工施設 建物被害 半壊 数量 (棟)	33		
特用林産物加工施設 建物被害 半壊 被害額 (千円)	34		
特用林産物加工施設 建物被害 小破 数量 (棟)	35		
特用林産物加工施設 建物被害 小破 被害額 (千円)	36		
特用林産物加工施設 建物被害合計 (千円)	37		
特用林産物加工施設 機械被害 大破 数量 (点)	38		
特用林産物加工施設 機械被害 大破 被害額 (千円)	39		
特用林産物加工施設 機械被害 中波 数量 (点)	40		
特用林産物加工施設 機械被害 中波 被害額 (千円)	41		
特用林産物加工施設 機械被害 小破 数量 (点)	42		
特用林産物加工施設 機械被害 小破 被害額 (千円)	43		
特用林産物加工施設 機械被害合計 (千円)	44		
特用林産物加工施設 加工施設被害合計 (千円)	45		

様式第16号

医療関係施設被害

市町村：潟上市 地区

災害名：

発生時間：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

施設区分	公的区分	施設数	被害接数	被害額 (千円)	外来不能 施設数	入院不能 施設数	備考

様式第17号

水道関係被害

市町村：潟上市 地区

災害名：

発生時間：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

水道名	事業名	現在給水 人口	影響 世帯数	影響 人口	断減水状況		被害額 (千円)	制限開始日時	応急対策
					減水	断水			

様式第18号の1

災害廃棄物関係被害

市町村：潟上市 地区

災害名：

発生時間：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

種 別	排 出 量 (kl)	被 害 額 (千円)	応急対策及び復旧の状況

様式第18号の2

一般廃棄物処理場関係被害

市町村：潟上市 地区

災害名：

発生時間：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

施 設 名	処理方法	規模 (kl/日)	被 害 額 (千円)	応急対策及び復旧の状況

様式第18号の3

産業廃棄物処理場関係被害

市町村：潟上市 地区
 災害名：
 報告元：
 報告者：

発生時間：
 報告日時：
 報告番号：

施設名	処理方法	規模 (面積：m ²)	被害額 (千円)	応急対策及び復旧の状況

様式19号

火葬場施設被害

市町村：潟上市 地区
 災害名：
 報告元：
 報告者：

発生時間：
 報告日時：
 報告番号：

項目名	番号	内 容	備 考
施設名	1		
規模	2		
建設年度 (Ex. H11/04)	3		
被害内容	4		
被害金額(千円)	5		
応急対策及び復旧の状況	6		

様式20号

自然公園事業関係被害

災害名：潟上市 地区
 報告元：
 報告者：

発生時間：
 報告日時：
 報告番号：

種類	名称	市町村名		被害金額 (千円)	工事概要	摘要
		市町村	町大字			

様式21号

公有財産関係被害

市町村：潟上市 地区

災害名：

発生時間：

報告元：

報告日時：

報告者：

報告番号：

項目名	番号	内容	備考
建物 全壊 件数 (棟)	1		
建物 全壊 面積 (m ²)	2		
建物 全壊 被害額 (千円)	3		
建物 半壊 件数 (棟)	4		
建物 半壊 面積 (m ²)	5		
建物 半壊 被害額 (千円)	6		
建物 一部破損 件数 (棟)	7		
建物 一部破損 面積 (m ²)	8		
建物 一部破損 被害額 (千円)	9		
建物 床上浸水 件数 (棟)	10		
建物 床上浸水 面積 (m ²)	11		
建物 床上浸水 被害額 (千円)	12		
建物 床下浸水 件数 (棟)	13		
建物 床下浸水 面積 (m ²)	14		
建物 床下浸水 被害額 (千円)	15		
土地 流失 件数 (棟)	16		
土地 流失 面積 (m ²)	17		
土地 流失 被害額 (千円)	18		
土地 埋没 件数 (棟)	19		
土地 埋没 面積 (m ²)	20		
土地 埋没 被害額 (千円)	21		
土地 崩壊 件数 (棟)	22		
土地 崩壊 面積 (m ²)	23		
土地 崩壊 被害額 (千円)	24		
その他 立木 件数 (棟)	25		
その他 立木 面積 (m ²)	26		
その他 立木 被害額 (千円)	27		
その他 船舶 面積 (m ²)	28		
その他 その他 件数 (棟)	29		
その他 その他 面積 (m ²)	30		
その他 その他 被害額 (千円)	31		
合計 被害額 (千円)	32		

資料5 市町村被害状況報告要領

市町村被害状況報告要領

1 趣 旨

この要領は、災害対策基本法第53条第1項（被害状況等の報告）及び消防組織法第22条（消防情報に関する報告）の規定に基づく災害発生時に関する被害状況等について、迅速かつ的確な報告が行われるようその形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災を除いたものとする。

3 被害状況報告等の基準

この要領に基づく被害状況報告は、次に掲げる事項に該当する場合に行うものとする。

(1) 一般基準

- イ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ロ 災害対策本部を設置したもの
- ハ 1の市町村における被害は軽微であっても、県内で見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

- イ 地震が発生し、県内で震度4以上を記録した場合
- ロ 津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ハ 崖くずれ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ニ 河川の溢水、破堤、高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ホ 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ヘ 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- ト 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- チ 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- リ その他、特に報告の指示があったもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告するものとする。

4 報告の種類等

- (1) 報告の種類、様式等は次のとおりとし、報告の方法は、原則として防災行政無線ファクシミリにより所管の県地方事務所を経由して総合防災課に報告するものとする。（夜間、休日等で、特に指示があった場合は、直接総合防災課に報告するものとする。）

ただし、市町村が県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告するものとする。

なお、送信時間短縮等のため、報告に係るファクシミリ送り状は省略するものとする。

イ 災害概況即報

災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合又は災害が発生するおそれのある場合に、その概況について市町村及び消防本部は、自主的に様式第1号により即時報告するものとする。

なお、震度4以上の地震が記録された場合には、様式第2号（その1）により庁舎施設等の被害の概況を県に対し報告するものとする。また、震度5強以上の地震が記録された場合には消防庁が定める火災・災害等報告要領に基づき消防庁へも直接報告するものとする。

ロ 被害状況報告〔即報〕

市町村は、被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに様式第2号により報告するものとする（おおむね1日1回程度）。ただし、報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告するものとする。

なお、市町村は、自らの対応能力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

ハ 被害状況報告〔確定〕

市町村は、県の指定する期日までに様式第2号により被害状況について確定報告するものとする。

（おおむね災害が発生してから2週間以内）

注）被害状況報告〔即報・確定〕において、様式第2号により区別の明細を添付するものとする。

(2) 秋田県総合防災情報システム防災端末機による被害状況の入力は、県総合防災課からの指示により行うこととする。

(3) (2)の指示を行う場合において、県総合防災課は、次の各号の内容を明示するものとする。

イ 災害名称

ロ 即報・確定報の別

ハ 報告時点

ニ 入力時間帯

ホ その他の必要な事項

(4) (2)の規定において、被害状況入力画面での入力項目に関する用語の意義については、本要領6 被害状況報告（様式第2号）記入要領に準じて取り扱うものとする。

5 災害概況即報（様式第1号）記入要領

(1) 「災害の概況」には、災害が発生した（発生のおそれがある）具体的地域名、発生日時、災害の種別（台風、豪雨、洪水、地震、津波等）概況等を記入するものとする。

(2) 「被害の状況」には、災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入するものとする。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

- (3) 「応急対策の状況」には、災害に対して、災害対策基本法第 23 条に基づく災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合には、その名称及び設置の日時を記入するとともに、市町村が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難情報等の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

6 被害状況報告（様式第 2 号）記入要領

(1) 人的被害

イ 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

なお、災害により重傷等を負った者が確定報告までに当該災害が原因で死亡した場合にも死者とする。

ロ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ハ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。

ニ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。

ホ 負傷者の内訳（重傷者・軽傷者）が判明しない時点においては、「軽傷者」として報告することとし、判明後において訂正することとする。

(2) 住家被害

イ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。ただし、別荘は非住家扱いとする。

ロ 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 70%以上に達したものの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。

ハ 「半壊」とは、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には住家の損部分が、その住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。

ニ 住家被害の内訳（全壊・半壊）が判明しない時点においては、「半壊」として報告することとし、判明後において訂正することとする。

ホ 「一部損壊」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。

へ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。

ト 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

チ 「棟」とは、一つの建築物とする。ただし、母屋より床面積の小さい附属屋（同一宅地内にあって、非住家として計上するに至らない物置、便所、風呂等）については、母屋と同一棟とみなす。

リ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。

例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生計が別であれば分けて扱うものとする。

また、共同住宅（アパート、マンション等）の一階部分が床上浸水・床下浸水した場合は、その建物の上階の世帯分についても被害世帯に入れるものとする。

(3) 非住家被害

イ 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

ロ 「公共建物（全・半壊）」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

ハ 「その他（全・半壊）」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

(4) 火災発生

「火災発生」については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。また、「119番通報」については、消防本部のみ報告するものとする。

なお、火災発生の内訳（建物・危険物・その他）が判明しない時点においては、「建物」として報告することとし、判明後において訂正することとする。

(5) 庁舎施設の状況及び庁舎周辺の状況

震度4以上の地震発生時において、目視及び通報などにより可能な範囲で記載することとし、内容の確認が取れた時点において、「住家被害」、「非住家被害」、「火災発生」の欄に内訳を記載するものとする。また、被害概況即報となることから、第1報及び第2報時に記載するものとする。

イ 「庁舎被害」については、建物の傾斜・損壊、壁の亀裂・崩落など、建物に重大な被害が発生した場合「有」とし、軽微なガラスの破損やタイルの剥離は含まないものとする。

ロ 「庁舎内の異常」については、キャビネットや事務機器の倒壊などがある場合に「有」とする。

ハ 「電気の使用」については、自家発電装置により使用できる場合は「可」とする。

「水道の使用」については、水道が使える場合に「可」とする。

ニ 「水道の使用」については、水道が使えるばあしに「可」とする。

ホ 「一般電話回線の支障」については、外部との通話が円滑にできない場合には「有」とする。

へ 「ガス」については、ガス設備が使える場合に「可」とする。ガスの該当がない場合には記入を要さない。

ト 「家屋の倒壊」については、全壊又は半壊とする。

(6) その他

- イ 「災害対策本部等の設置状況」については、当該災害に対して、災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合に、その名称、設置又は解散の日時を記入するものとする。
- ロ 「人的被害の詳細」については、人的被害が生じた場合、被害区分（死亡・行方不明・重傷・軽傷）、氏名、性別、年齢、住所及び被害に至った状況について記入するものとする。
- ハ 「避難情報等の状況」については、地区名、種別（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難）、避難情報日時、世帯数、人数、避難場所、解除日時を記入するものとする。
- ニ 「災害発生場所」については、被害を生じた地域名を記入するものとする。
- ホ 「災害発生年月日」については、被害を生じた日時又は期間を記入するものとする。
- ヘ 「災害の種類概況」については、災害の種別（台風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波等）、災害の経過、今後の見通し等を記入するものとする。
- ト 「応急対策の状況」については、当該災害に対して、市町村が講じた応急対策について記入するものとする。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

チ 「住家被害の状況」(1)の全壊・半壊・一部破損については、被害区分、住所、被害に至った状況について記入するものとする。また、(2)床上・床下浸水については、被害区分、地区名、地区毎の被害の内訳を記入するものとする。

リ 「非住家被害の状況」は被害区分（全壊、半壊）、所在地、被害に至った状況を記入するものとする。

ヌ 様式第1号、様式第2号における日時等の時間は、24時間表示により記入するものとする。

附 則

この要領は、平成元年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月20日から施行する。

様式第1号

災害概況即報

報告日時	年 月 日 時 分
発信機関名	
発信者名	
電話番号	

災害名 _____ (第 _____ 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		名 称							
			設 置 日 時							

様式第2号 (その1)

被害状況報告 (即報・第 報 ・ 確定)

災 害 名		区 分		単 位	被 害		
報 告 時 点	月 日 時 現 在	火災 発生	建 物	件			
市(区)町村名			危 険 物	件			
課 係 名			そ の 他	件			
報 告 者 名			119 通 報	火災通報	件		
				救急通報	件		
区 分		単 位	被 害	被害概況 (震度4以上の地震発生時)			
人 的 被 害	死 者	人		庁 舎 施 設 の 状 況	庁 舎 被 害	有 ・ 無	
	行方不明者	人			庁 舎 内 の 異 常	有 ・ 無	
	負 傷 者	重 傷	人			電 気 の 使 用	不可 ・ 可
		軽 傷	人			水 道 の 使 用	不可 ・ 可
住 家 被 害	全 壊	棟			一般電話回線の支障	有 ・ 無	
		世帯			L P ガ ス	不可 ・ 可	
		人		庁 舎 周 辺 の 状 況	家 屋 の 倒 壊	有 ・ 無	
	半 壊	棟			火 災 の 発 生	有 ・ 無	
		世帯			電 気 の 使 用	不可 ・ 可	
		人			水 道 の 使 用	不可 ・ 可	
	一 部 破 損	棟			一般電話回線の支障	有 ・ 無	
		世帯			L P ガ ス	不可 ・ 可	
		人					
	床 上 浸 水	棟		災 害 等 の 設 置 状 況 災 害 対 策 本 部	災害対策本部設置	月 日 時 分	
		世帯			災害対策本部廃止	月 日 時 分	
		人			警戒本部等設置	月 日 時 分	
人			警戒本部等廃止		月 日 時 分		
非 住 家	公共建物(全・半壊)	棟		消防職員出勤延人数	人		
	その他(全・半壊)	棟		消防団員出動延人数	人		

様式第2号(その2)

市町村コード() 市(区)町村名()

氏名等記載欄の下に被害に至った状況を記載	被害区分	氏名	性別	年齢	住所		
種別には高齢者・指示・自主の種別を記載	地区名	種別	指示等日時	指示世帯/人数	実避難世帯/人数	避難場所	解除日時
1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 応急対策の状況							

様式第2号（その3）

市町村コード（ ） 市（区）町村名（ ）

1 住家被害の状況

(1) 全壊・半壊・一部破損

被害区分	住 所	被害に至った状況(要因、損傷の程度、人的被害の有無等)

(2) 床上・床下浸水

被害区分	地 区 名	棟 数	世帯数	人 数

2 非住家被害の状況

(1) 公共建物

被害区分	所 在 地	施設等の名称	被害に至った状況(要因、損傷の程度等)

(2) その他の建物

被害区分	所 在 地	施設等の名称	被害に至った状況(要因、損傷の程度等)

資料6 災害広報文例集

災害広報文例集

伝達文の前に「こちらは潟上市災害対策本部です。」又は「こちらは潟上市広報車です。」等といれ、広報の実施主体を明らかにする。

〔例文1〕 地震情報、余震情報の伝達文

【直後】

- ◎ ただいま、大きな地震がありました。市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないで下さい。声をかけあって、まず、火の始末をしましょう。
- ◎ 先程の地震の震源地は〇〇で、震源の深さは〇kmと推定されます。潟上の震度は〇で、地震の規模は、マグニチュード〇でした。今後も、テレビ、ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動して下さい。

【10分後】

- ◎ 〇地方の地震はおさまりました。今後、余震が予想されますが（続いていますが）、余震は本震ほど強くありません。落ち着いて行動して下さい。
- ◎ 皆さん！ 先程のような強い揺れはもうありません。まず落ち着いて下さい。自分勝手な行動は混乱を招き危険です。市役所や警察、消防の指示に従って冷静に行動して下さい。また、デマにまどわされないよう、ラジオやテレビからの正しい情報を聞きましょう。

〔例文2〕 被害の状況

- ◎ これまでにわかった被害の状況をお知らせします。
亡くなった方 〇〇人 、 行方のわからない方 〇〇人
重傷者 〇〇人 、 軽傷者 〇〇人
全壊家屋 〇〇棟 、 半壊家屋 〇〇棟
火災 〇〇件のうち〇〇件鎮火
- ◎ 現在、市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。
ラジオ等の情報に注意し、デマにまどわされないように落ち着いて行動して下さい。

〔例文3〕 火災発生の状況

- ◎ ○○町付近で火災が発生しています。○○戸が焼失し、現在も延焼中です。
- ◎ 現在、○○地区の火災は、(○○方面へ) 燃え広がっています。
○○地域の住民の方は、直ちに○○へ(○○方面へ) 避難して下さい。

〔例文4〕 交通の状況

- ◎ 現在、○○鉄道、○○鉄道はすべて運転を見合せています。各鉄道機関では線路などの点検を行っていますが、まだ運転再開の見通しは立っていません。今後の情報に注意して下さい。
- ◎ 現在、市内のすべての道路(○○通り)が○○のため車輛の通行が禁止されています。市民の皆さん、自動車は使用しないで下さい。
ドライバーの皆さんほかラジオの情報や現場の警察官の指示に従って下さい。
- ◎ 現在、○○鉄道は、○○～○○間で運転が一部再開されました。
- ◎ 現在、市内を運行しているバスは、○○通りを走っている○○交通の○○行きです。その他の路線は、運行の見通しが立っていません。

〔例文5〕 気象情報の伝達

- ◎ 台風第○号の接近により、現在大雨洪水警報が発令されています。
今夜半にかけて大雨となる恐れがありますので、市民の皆さんは十分警戒して下さい。
- ◎ ただいま、大雨警報が発令されています。この雨は、○○地方で○mmを越えており、今夜半まで降り続く見込みですので十分に警戒して下さい。

〔例文6〕 避難の準備の周知

- ◎ 現在、○○地区は○○のため危険な状態になりつつあります。
いつでも避難できるように準備をして下さい。避難する際の荷物は非常持ち出し品など最小限に止めましょう。
- ◎ 市民の皆さん、避難の用意をして下さい。○○町付近で火災が発生しています。
飛火に注意して下さい。お年寄りや子供さんは安全な○○公園へ早めに避難して下さい。

〔例文7〕 避難の指示、誘導

- ◎ お知らせします。〇〇町周辺は、〇〇のため避難指示が出されました。避難先は〇〇です。戸締りをして家族揃って早く避難して下さい。
- ◎ 現在、〇〇付近で〇〇川（水路）から水があふれ、一部では床上浸水になっています。大切なものは高い所に上げ、直ちに避難を開始して下さい。付近の消防団員は安全に誘導して下さい。また、近所の方は、互いに助け合って避難して下さい。
- ◎ 〇〇町の方は〇〇公園、〇〇小学校に避難して下さい。
- ◎ ただいま、〇〇町一帯に避難指示が出されました。風向きが悪いため、この付近も危険となりましたので、急いで〇〇公園に避難して下さい。

〔例文8〕 救護対策の周知

- ◎ 負傷者の臨時救護所が〇〇に設けられています。けがをされた方は〇〇に行ってください。
- ◎ 負傷者の収容についてお知らせします。〇〇付近でけがをされた方は（所在地）の〇〇病院に収容されています。

〔例文9〕 避難所等の開設状況

- ◎ 避難所のお知らせをいたします。被災者の避難所を、〇〇と〇〇に開設しています。お困りの方は直接避難所においてになるか、市役所にご相談下さい。

〔例文10〕 防疫、保健衛生に関する注意

- ◎ 市民の皆さん、食中毒や伝染病にかからないように、飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意して下さい。また、熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたときは、すぐ医師の手当てを受けて下さい。食中毒症状の時は、保健所に連絡して下さい。

〔例文 1 1〕 飲料水・食糧等の供給状況

- ◎ 断水している地域の方々のために、現在〇〇と〇〇において飲み水を配っていますので、ご利用下さい。
また、〇〇と〇〇に避難所を開設し、被害にあわれた方々のために食糧、毛布などをお配りしています。

【基準関係】

資料7 警報・注意報発表基準

府県予報区：秋田県		一次細分区域：沿岸		
市町村等をまとめた地域：秋田中央地域				
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	108
	洪水		雨量基準	1時間雨量 50mm
			流域雨量指数基準	豊川流域=10.4、西部承水路・東部承水路流域=32.8 馬踏川流域=10.8、妹川流域=5
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	陸上 18m/s 海上 18m/s
	暴風雪		平均風速	陸上 18m/s 雪を伴う 海上 18m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平野部 12時間降雪の深さ 35cm 山沿い 12時間降雪の深さ 50cm
	波浪		有義波高	6.0m
高潮		潮位	1.4m	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	9
			土壌雨量指数基準	78
	洪水		流域雨量指数基準	豊川流域=8.6、西部承水路・東部承水路流域=26.2 馬踏川流域=7.8、妹川流域=4
			複合基準	豊川流域=(5、6.8)、妹川流域=(9、4)
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	陸上 12m/s 海上 12m/s
	風雪		平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う 海上 12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平野部 12時間降雪の深さ 15cm 山沿い 12時間降雪の深さ 25cm
	波浪		有義波高	3.0m
	高潮		潮位	1.0m
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
			融雪により被害が予想される場合	
	濃霧		視程	陸上 100m 海上 500m
	乾燥		①最小湿度 40% 実効湿度 65% ②実効湿度 70% 風速 10m/s 以上	
	なだれ		①山沿いで 24 時間降雪の深さ 40cm 以上 ②積雪が 50cm 以上で、日平均気温 5℃ 以上の日が継続	
	低温		夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃ 以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温-7℃ 以下 ②最低気温-5℃ 以下が数日続くとき*	
	霜（最低気温）		早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃ 以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）	
着氷・着雪		大雪注意報の条件下で気温が-2℃ より高い場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

資料8 被害状況の判定基準（1）

被害状況の判定基準（1）

被害等区分		判定基準
人的被害	(1) 死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	(2) 行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	(3) 重傷者、軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
	(4) 罹災者	罹災世帯の構成員
	(5) 罹災世帯	住家に(8)(9)(11)の被害を受けた世帯
	(6) 世帯	生計を一つにしている実際の生活単位(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となり、また主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取扱う。)
建物の被害	(7) 住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	(8) 住家全壊、全焼又は流失	当該災害のため住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失、もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもとする。 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。(半壊、半焼も同様)
	(9) 住家半壊又は半焼	当該災害のため住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも。又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもとする。
	(10) 破損	(8)、(9)、(11)及び(12)に該当しない場合であって、家屋の一部が破損した状態をいう。(窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含まない)
建物の被害	(11) 床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のも及び(8)、(9)に該当しないが土砂、竹木の堆積等のため一時的に居住することができないもの。ただし、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、半壊、又は全壊として取扱う。
	(12) 床下浸水	前各項に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達しないもの。
	(13) 非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
農地の被害 漁船被害	(14) 流失	その筆における耕地の10%以上が流失した状態のもの。
	(15) 埋没	土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のもの。
	(16) 流入	平均粒径0.25mm以上の土砂が、筆別に2cm以上流入したもの、又は平均粒径0.25mm以下の土砂が、筆別に5cm以上流入したもの。
	(17) 冠水	作物全部が水中に没した状態のもの。
	(18) 浸水	作物が平常時必要とする水量以上に浸水し、かつ冠水に至らない状態のもの。
	(19) 大破	復旧経費が、被災前におけるその物の価値の1/2以上に達するもの。
	(20) 中破	復旧経費が大破には達しないが、被災前におけるその物の価値の1/10以上に達するもの。
(21) 小破	復旧経費が中破には達しないが、平常時における維持修繕経費では復旧できない程度のも。	

資料9 被害状況の判定基準（2）

被害状況の判定基準（2）（即報に係る被害のみ適用）

被害等の区分	判定基準
人的被害 住家の被害 農地被害	} 判定基準（1）と同じ。
非住家	
道路損壊	国道、県道、市町村道、及び大型農道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度。
橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度。
山、崖崩れ	崖崩れ、地すべり等によって、負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の被害を与えたもの。
船舶被害 （沈没・流失・破損）	ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明となったもの。 修理しなければ航行できない程度のもの。
ろかい等による舟	破損以上の被害を受けたもの。
鉄道不通箇所	汽車、電車などの運行が不能となった箇所。
通信施設の破損	電信、電話が故障し、通信不能となった回線。
有線放送	市町村、農協等が設置した有線放送が破損し、通信不能となった世帯数。
水道障害	水道法に定める水道事業、簡易水道事業及び水道用水供給事業の水道施設が破損し、給水が不能となったもの。
溜池水路決壊	溜池及び水路が決壊し、応急復旧を要する程度のもの。
堤防の決壊	河川（湖）等の堤防護岸が決壊し、応急復旧を要する程度。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設で、機能に支障をきたす程度の被害。
その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防施設、港湾及び漁港施設、農作物の被害で特に報告を必要とするもの。

【危険箇所関係】

資料 10 土砂災害等危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ（人工）

平成30年2月 秋田県公示より

箇所番号	箇所名	位置		急傾斜地崩壊危険箇所の延長	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震	人家戸数		公共的建物		公共施設		急傾斜地崩壊危険区域の指定	施工状況
		大字	小字				人家戸数 戸	換算人家戸数 戸	種類	数	種類	数		
21	追分	天王	追分西	138			9		学校	1				

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ（自然）

箇所番号	箇所名	位置		急傾斜地崩壊危険箇所の延長	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震	人家戸数		公共的建物		公共施設		急傾斜地崩壊危険区域の指定	施工状況
		大字	小字				人家戸数 戸	換算人家戸数 戸	種類	数	種類	数		
628	上出戸	天王	上出戸	150			5				市町村道	40	H6.3.25 195	
1306	追分西1号	天王	追分西	183			5							
602	田屋1号	豊川龍毛	郷境	350			13				市町村道	260	①S55.12.27 1046 ②S60.4.1 256(追加)	
603	田屋	豊川龍毛	開沢	240			10				市町村道	165	S45.11.14 589	
604	龍毛	豊川龍毛	塩辛田	180			6				市町村道	233	S55.12.27 1046	
605	山の下	豊川龍毛	山の下	183			6				市町村道	20	H17.4.26 456	
606	槻の木	豊川槻木	槻の木	420			10		その他公共的建物	1	市町村道	193	S62.10.30 640	
607	槻の木1号	豊川槻木	大宮	280			6		保育園	1	都道府県道 市町村道	53 175		
1301	正戸尻1号	豊川槻木	正戸尻	193			5				市町村道	140		
1302	真形尻	豊川槻木	真形尻	258			7				市町村道	35		
608	山田	豊川山田	家ノ上	870			13		その他公共的建物 その他公共的建物	1 1	市町村道	460		
1303	八幡下	豊川山田	八幡下	308			6				市町村道	65		
609	岡井戸	豊岡井戸	前田	265			9		その他公共的建物	1	市町村道	210	H3.11.15 776	
610	羽白目	豊川上蛇川	羽白目	455			7							
611	小泉	豊川上蛇川	小泉	190			8						S55.3.25 201	

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ（自然）

平成30年2月 秋田県公示より

箇所番号	箇所名	位置		急傾斜地崩壊危険箇所の延長	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震	人家戸数		公共的建物		公共施設		急傾斜地崩壊危険区域の指定	施工状況
		大字	小字				人家戸数 戸	換算人家戸数 戸	種類	数	種類	数		
612	仁山	豊川上虻川	仁山	235			7				市町村道	120	S45.11.14 589	
614	山岸	豊川上虻川	山岸	220				5			市町村道	225	S55.3.25 201	
615	新所	豊川上虻川	新所	40 5				12			市町村道	255	S45.11.14 589	
616	新薬	豊川上虻川	古井内	315				8			市町村道	125	S45.11.14 589	
577	鳥木沢	飯塚	鳥木沢	28				6					H23.4.26 202	
578	水神端	飯塚	水神端	205				6	その他公共的建物	1	市町村道	35		
1298	坂ノ下	和田妹川	坂ノ下	90				6			市町村道	55		
579	平ノ下	和田妹川	平ノ下	605				30	公民館	1	都道府県道 市町村道	165 218		
580	和田	和田妹川	和田	353				22	その他公共的建物	1	市町村道	118		
581	山下	和田妹川	山下	375				17			市町村道	153	H14.8.9 538	
582	岩崎	下虻川	八ツ口	533				63	その他公共的建物	1	都道府県道	480	S45.11.1 4 589	
583	旭町	下虻川	井戸沢	300				25			市町村道	168	S45.11.1 4 589	

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

平成30年2月 秋田県公示より

箇所番号	箇所名	位置		急傾斜地崩壊危険箇所の延長	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震	人家戸数		公共的建物		公共施設		急傾斜地崩壊危険区域の指定	施工状況
		大字	小字				人家戸数 戸	換算人家戸数 戸	種類	数	種類	数		
644	中浜山	天王	中浜山	35				1						
665	追分西2号	天王	追分西	45				2						
667	追分西4号	天王	追分西	100				4						
640	古屋布	豊川龍毛	古屋布	53				1			市町村道	85		
641	後山	豊川龍毛	後山	65				1						
642	鳥巻1号	豊川槻木	鳥巻	65				1						
643	蘭戸下	豊川槻木	蘭戸下	45				1						
644	鳥巻2号	豊川槻木	鳥巻	38				1						
645	真形沢1号	豊川槻木	真形沢	105				2						
646	真形沢2号	豊川槻木	真形沢	190				4			市町村道	120		
647	正戸尻2号	豊川槻木	正戸尻	48				1						
648	家の上	豊川山田	家の上	48				1						
649	向田1号	豊川山田	向田	85				1						
650	中丸1号	豊川岡井戸	中丸	70				2						
651	中丸2号	豊川岡井戸	中丸	63				1			都道府県道	68		
652	仁山1号	豊川上蛇川	仁山	120				4			都道府県道	80		
653	山岸1号	豊川上蛇川	山岸	90				3			都道府県道	110		
654	新薬1号	豊川上蛇川	古井内	90				3			都道府県道	85		
629	大宮沢	和田妹川	大宮沢	35				1			市町村道	28		
630	中沢	和田妹川	中沢	103				3			市町村道	33		
632	伊り1号	金山	イカリ	58				1			市町村道	53		
633	伊り2号	金山	イカリ	48				1			市町村道	48		
634	平ノ沢	金山	平ノ沢	145				2			市町村道	23		
635	家ノ前1号	金山	家ノ前	68				2						
636	家ノ前	金山	家ノ前	148				3						
637	家ノ前2号	金山	家ノ前	50				1						

急傾斜地崩壊危険箇所準ずる斜面Ⅲ

平成30年2月 秋田県公示より

箇所番号	箇所名	位置		急傾斜地崩壊危険箇所の延長	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震	人家戸数		公共的建物		公共施設		急傾斜地崩壊危険区域の指定	施工状況
		大字	小字				人家戸数 戸	換算人家戸数 戸	種類	数	種類	数		
122	向田2号	豊川山田	向田											
123	中丸3号	豊川岡井戸	中丸											

【避難関係】

資料 1 1 避難施設

1 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための施設又は場所です。

2 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設です。

3 福祉避難所

福祉避難所は、地域に住む支援の必要な高齢者や障害者等の要配慮者が災害時においても適切な支援が受けられるよう、一般の避難者が利用する指定避難所と別に設置するものです。

4 津波避難場所

津波避難場所は、津波からの安全を確保するための施設又は場所です。

(1) 指定緊急避難場所一覧表

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための施設又は場所です。

番号	名称	所在地	電話	収容人数		災害別判定			
				屋内 (人)	屋外 (人)	風水害	土砂	地震	国民
1	天王コミュニティ防災センター	天王字持長根 93-1	-	166	500	○	○	○	○
2	天王総合体育館	天王字持長根 93-1	878-3232	879	1,400	○	○	○	○
3	天王中学校	天王字宮の後 3	878-2222	1,795	12,682	○	○	○	○
4	天王小学校	天王字児玉 82	878-2201	1,675	3,655	○	○	○	○
5	潟上市市民センター	天王字上江川 47-398	878-4111	274	856	○	○	○	×
6	潟上市図書館	天王字御休下 1-1	878-6688	369	14	○	○	○	○
7	二田地区ことぶき荘	天王字上江川 213-1	878-6948	66	357	○	○	○	×
8	二田新町集会所	天王字上江川 47-1190	878-9094	37	450	○	○	○	×
9	二田栄町集会所	天王字上江川 170	-	35	500	○	○	○	×
10	二田児童館	天王字二田 184-2	-	30	75	○	○	○	×
11	天王農村婦人の家	天王字二田 154	878-5689	118	57	○	○	○	×
12	二田一区集会所	天王字下分水 42-3	-	31	165	○	○	○	×
13	二田二区集会所	天王字二田 208-3	-	41	247	○	○	○	×
14	児玉ことぶき荘	天王字沖田台 350-1	878-7797	65	97	○	○	○	×
15	江川児童館	天王字江川 151	-	30	1,322	○	○	○	×
16	江川ことぶき荘	天王字江川 51-4	878-6003	62	152	○	○	○	×
17	蒲沼ことぶき荘	天王字蒲沼 69-2	878-5487	73	387	○	○	○	×
18	鶴沼台児童館	天王字鶴沼台 54	-	61	105	○	○	○	○
19	東湖町集会所	天王字一向 11-103	-	42	118	○	○	○	×
20	曲町集会所	天王字御休下 209-1	-	40	201	○	○	○	×
21	東湖小学校	天王字宮の後 303	878-2244	1,122	1,857	○	○	○	○
22	天王ことぶき荘	天王字ハラへ 4-3	878-4115	171	541	○	○	○	×
23	塩口ことぶき荘	天王字不動下 529	878-2939	58	462	○	○	○	×
24	渋谷分館	天王字不動台 62	-	48	38	○	○	○	×
25	天王B&G海洋センター	天王字羽立片山 254-2	878-6955	278	1,427	○	○	○	○
26	羽立ことぶき荘	天王字羽立 131-1	878-2927	71	315	○	○	○	×
27	大崎ことぶき荘	天王大崎字野沢 166-1	878-3510	58	655	○	○	○	×
28	塩口北野分館	天王字塩口北野 51	-	48	79	○	○	○	×
29	羽立北野分館	天王字羽立北野 1-124	-	59	69	○	○	○	×
30	天王温泉くらら	天王字江川上谷地 109-2	878-9877	746	1,800	○	○	○	○
31	細谷ことぶき荘	天王字上狼縁 1-2	878-3090	68	525	○	○	○	×
32	下出戸体育館・分館	天王字下浜山 105-1	-	135	51	○	○	○	○
33	出戸小学校	天王字北野 231-2	878-2205	1,173	3,818	○	○	○	○
34	出戸地区ことぶき荘	天王字北野 239-2	878-6004	62	199	○	○	○	×
35	上出戸体育館・分館	天王字北野 164-15	-	158	148	○	○	○	○
36	三軒屋ことぶき荘	天王字北里 117-2	878-2778	75	173	○	○	○	×
37	出戸地区コミュニティセンター	天王字北野 329	893-5033	113	36	○	○	○	×
38	出戸新町ことぶき荘	天王字北野 299-38	878-9008	83	1,523	○	○	○	×
39	追分地区児童館	天王字上北野 75	873-4889	97	50	○	○	○	×
40	追分西児童館	天王字追分西 25-15	-	51	241	○	○	○	×

資料編

番号	名称	所在地	電話	収容人数		災害別判定			
				屋内 (人)	屋外 (人)	風水 害	土 砂	地 震	国 民
41	追分西北ことぶき荘	天王字上北野 121-22	873-5391	67	264	○	○	○	×
42	追分小学校	天王字追分西 26-7	873-3461	1,027	5,135	○	○	○	○
43	緑町集会所	天王字追分西 32-173	-	37	144	○	○	○	×
44	追分西西集会所	天王字追分西 66-2	-	45	165	○	○	○	×
45	勤労青少年ホーム	天王字長沼 132-21	873-5672	248	251	○	○	○	○
46	追分自治会館	天王字長沼 132-9	-	73	373	○	○	○	×
47	天王南中学校	天王字上北野 4-38	873-4300	1,883	14,469	○	○	○	○
48	牛坂ことぶき荘	天王字追分 117-179	873-6924	56	68	○	○	○	×
49	天王本郷自治会館	天王字天王 123	-	43	144	○	○	○	×
50	藤原記念病院	天王字上江川 47	878-3131	195	0	○	○	○	×
51	自性院	天王字天王 71	878-2049	127	350	○	○	○	×
52	秋田西高等学校	天王字追分西 26-1	873-5251	650	7,500	○	○	○	×
53	地域密着型特別養護老人ホーム聚恵苑	天王字上江川 47-100	853-5217	50	64	○	○	○	×
54	野村多目的研修集会所	昭和大久保字北野白洲野上 37-2	877-5964	75	2,734	○	○	○	×
55	湖南交流センター	昭和大久保字後谷地 4-1	-	152	350	○	○	○	×
56	天神下集落農業構造改善センター	昭和大久保字北野大崎道添 40-4	877-2321	37	185	○	○	○	×
57	昭和南部児童館	昭和大久保字北野街道上 56-8	877-5960	50	248	○	○	○	×
58	川向分館(タンポポ館)	昭和大久保字イカリ沖 18-4	877-2088	37	90	○	○	○	×
59	乱橋交流情報拠点施設	昭和八丁目字汲田 24	-	70	375	○	○	○	×
60	昭和中央コミュニティセンター(レイクプラザ)	昭和大久保字町後 247	877-6693	203	200	○	○	○	○
61	中町集会所	昭和大久保字町後 45-2	-	27	70	○	○	○	×
62	大久保児童館	昭和乱橋字下畑 61-7	-	32	75	○	○	○	×
63	潟上市市民センター 昭和館	昭和大久保字堤の上 1-3	855-5130	294	200	○	○	○	○
64	昭和体育館	昭和大久保字元木田 179	877-6904	383	371	○	○	○	○
65	昭和介護予防センター	昭和大久保字堤の上 1-3	877-7785	327	50	○	○	○	×
66	大豊小学校	昭和大久保字高田 22	877-2068	1,714	7,045	○	○	○	○
67	羽城中学校(体育館)	昭和大久保字元木田 145	877-3211	410	12,437	○	○	○	○
68	昭和中央児童館	昭和大久保字元木田 68	877-2793	108	637	○	○	○	×
69	竜毛交流情報拠点施設	昭和豊川竜毛字観音田 30-1	877-2883	67	204	○	○	○	×
70	上虻川集落農事集会所	昭和豊川上虻川字山王田 5-1	877-2950	58	12	○	○	○	×
71	郷土文化保存伝習館	昭和豊川山田字家の上 64	877-6919	296	150	○	×	○	○
72	真形草生土集会所	昭和豊川槻木字真形沢 1-5	-	21	63	○	○	○	×
73	上町自治会館	昭和大久保字小橋 24	-	75	247	○	○	○	×
74	元木分館	昭和大久保字堤の上 34-11	-	27	76	○	○	○	×
75	下町分館	昭和大久保字屋布 24-2	-	24	108	○	○	○	×
76	八郎まつり伝承館	昭和大久保字音羽下 342	-	69	593	○	○	○	×
77	新薬児童館	昭和豊川上虻川字新所 130-1	-	17	184	○	○	○	×
78	多目的交流施設	昭和豊川船橋字鈴木 8-1	877-4738	181	1,913	○	○	○	×
79	羽立児童館	飯田川下虻川字道心谷地 48-1	-	10	25	○	○	○	×
80	飯田川ふれあいの家	飯田川下虻川字屋敷 40-1	-	41	192	○	○	○	×

資料編

番号	名称	所在地	電話	収容人数		災害別判定			
				屋内 (人)	屋外 (人)	風水 害	土 砂	地 震	国 民
81	中町会館	飯田川下虻川字屋敷 120-1	-	10	125	○	○	○	×
82	下虻川分館	飯田川下虻川字屋敷 40-1	-	42	45	○	○	○	×
83	潟上市市民センター 飯田川館	飯田川下虻川字八ツ口 66	877-6744	293	100	○	○	○	○
84	けやき児童館	飯田川下虻川字蟹沢 114	-	10	650	○	○	○	×
85	羽立神明自治会館	飯田川下虻川字街道上一本木 34-1	-	52	143	○	○	○	×
86	飯田川ふれあいスポーツ 会館	飯田川和田妹川字岩崎 8-4	877-4146	252	125	○	○	○	○
87	和田妹川自治会館	飯田川和田妹川字出張 32-1	-	39	66	○	○	○	×
88	和田児童館	飯田川和田妹川 25-1	-	13	100	×	×	○	×
89	矢板会館	飯田川和田妹川字坂ノ下 51	-	13	15	○	×	○	×
90	妹川浜集会所	飯田川和田妹川字四百刈 2	-	15	450	○	×	○	×
91	飯田川保健福祉センター	飯田川和田妹川字千刈 8-2	854-8030	365	125	○	○	○	○
92	飯田川小学校	飯田川和田妹川字岩崎 12-12	877-2033	1,491	5,778	○	○	○	○
93	金山分館	飯田川金山字家ノ前 83-2	-	25	11	×	×	○	×
94	宮下会館	飯田川飯塚僧ヶ沢 4	-	10	50	○	×	○	×
95	飯塚自治会館	飯田川飯塚字中谷地 47-7	-	40	272	○	○	○	×
96	飯塚浜生活総合センター	飯田川飯塚字片田 35-5	-	13	50	○	○	○	×
97	平成会館	飯田川飯塚字中谷内 89-2	-	13	15	○	○	○	×
98	飯塚児童館	飯田川飯塚字飯塚字深田 19-2	(有)2887	41	47	○	○	○	×

(2) 指定避難所一覧

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設です。

番号	名称	所在地	電話	収容人数	
				屋内 (人)	屋外 (人)
1	天王コミュニティ防災センター	天王字持長根 93-1	-	166	500
2	天王総合体育館	天王字持長根 93-1	878-3232	879	1,400
3	天王中学校	天王字宮の後 3	878-2222	1,795	12,682
4	天王小学校	天王字兎玉 82	878-2201	1,675	3,655
5	潟上市市民センター	天王字上江川 47-398	878-4111	274	856
6	東湖小学校	天王字宮の後 303	878-2244	1,122	1,857
7	天王温泉くらら	天王字江川上谷地 109-2	878-9877	746	1,800
8	出戸小学校	天王字北野 231-2	878-2205	1,173	3,818
9	追分小学校	天王字追分西 26-7	873-3461	1,027	5,135
10	勤労青少年ホーム	天王字長沼 132-21	873-5672	248	251
11	天王南中学校	天王字上北野 4-38	873-4300	1,883	14,469
12	藤原記念病院	天王字上江川 47	878-3131	195	0
13	自性院	天王字天王 71	878-2049	127	350
14	秋田西高等学校	天王字追分西 26-1	873-5251	650	7,500
15	地域密着型特別養護老人ホーム聚恵苑	天王字上江川 47-100	853-5217	50	64
16	野村多目的研修集会センター	昭和大久保字北野白洲野上 37-2	877-5964	75	2,734
17	潟上市市民センター 昭和館	昭和大久保字堤の上 1-3	855-5130	294	200
18	昭和体育館	昭和大久保字元木田 179	877-6904	383	371
19	大豊小学校	昭和大久保字高田 22	877-2068	1,714	7,045
20	羽城中学校	昭和大久保字元木田 145	877-3211	410	12,437
21	潟上市市民センター 飯田川館	飯田川下虻川字八ツ口 66	877-6744	293	100
22	飯田川ふれあいスポーツ会館	飯田川和田妹川字岩崎 8-4	877-4146	252	125
23	飯田川小学校	飯田川和田妹川字岩崎 12-12	877-2033	1,491	5,778

(3) 福祉避難所一覧

福祉避難所は、地域に住む支援の必要な高齢者や障害者等の要配慮者が災害時においても適切な支援が受けられるよう、一般の避難者が利用する指定避難所と別に設置するものです。

番号	名称	事業	所在地	電話
1	特別養護老人ホームわかば園	介護老人福祉施設	飯田川下虻川字上谷地 168-1	877-7077
2	特別養護老人ホームわかば園 ユニット	介護老人福祉施設	飯田川下虻川字上谷地 168-1	877-7077
3	飯田川ショートステイセンター わかば園	短期入所生活介護	飯田川下虻川字上谷地 168-1	877-7077
4	飯田川デイサービスセンター わかば園	通所介護	飯田川下虻川字上谷地 168-1	877-7077
5	特別養護老人ホーム松恵苑	介護老人福祉施設	天王字鶴沼台 43 番地 226	878-5533
6	老人保健施設くらかけの里	介護老人保健施設	天王字鶴沼台 43 番地 231	878-6622
7	老人保健施設くらかけの里	通所リハビリテーション	天王字鶴沼台 43 番地 231	878-6622
8	特別養護老人ホーム松恵苑	短期入所生活介護	天王字鶴沼台 43 番地 226	878-5533
9	短期ケアセンター松恵苑	短期入所生活介護	天王字鶴沼台 43 番地 226	878-5533
10	デイサービスセンターはまなす	通所介護	天王字鶴沼台 43 番地 226	878-6383
11	特別養護老人ホーム昭寿苑	介護老人福祉施設	昭和大久保字北野海老漣沼端 74 番地 3	877-6411
12	ユニット型特別養護老人ホーム 昭寿苑	短期入所生活介護	昭和大久保字北野海老漣沼端 74 番地 3	877-6411
13	潟上市昭和デイサービスセンター	通所介護	昭和大久保字町後 244	877-6700
14	ショートステイこうのとり	短期入所生活介護	天王字棒沼台 247 番地 4	872-2510
15	ショートステイ啄木鳥	短期入所生活介護	天王字棒沼台 247 番地 1	872-2515
16	デイサービスセンターふくろう	通所介護	天王字棒沼台 247 番地 4	872-5210
17	小規模多機能型居宅介護かわせみ	小規模多機能型居宅介護	天王字棒沼台 247 番地 4	872-2510
18	地域密着型特別養護老人ホーム たんちょう	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	天王字棒沼台 247 番地 4	872-2520
19	地域密着型介護老人福祉施設 あかひげ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	昭和大久保字街道下 84-6	877-2665
20	老人保健施設ほのぼの苑	介護老人保健施設	昭和大久保字街道下 92-1	877-7115
21	老人保健施設ほのぼの苑	通所リハビリテーション	昭和大久保字街道下 92-1	877-7115
22	グループホームまめだすか	認知症対応型共同生活介護	市昭和大久保字街道下 119	877-7118
23	地域密着型特別養護老人ホーム 聚恵苑	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	天王字上江川 47 番地 100	853-5217
24	短期ケアセンター聚恵苑	短期入所生活保護	天王字上江川 47 番地 100	853-5217
25	秋田県立養護学校天王みどり学園	—	天王字追分西 27 番地の 18	870-4611
26	秋田県自治研修所	—	天王字追分西 29-76	873-7100
27	秋田県総合教育センター	—	天王字追分西 29-76	873-7200

(4) 津波避難場所一覧

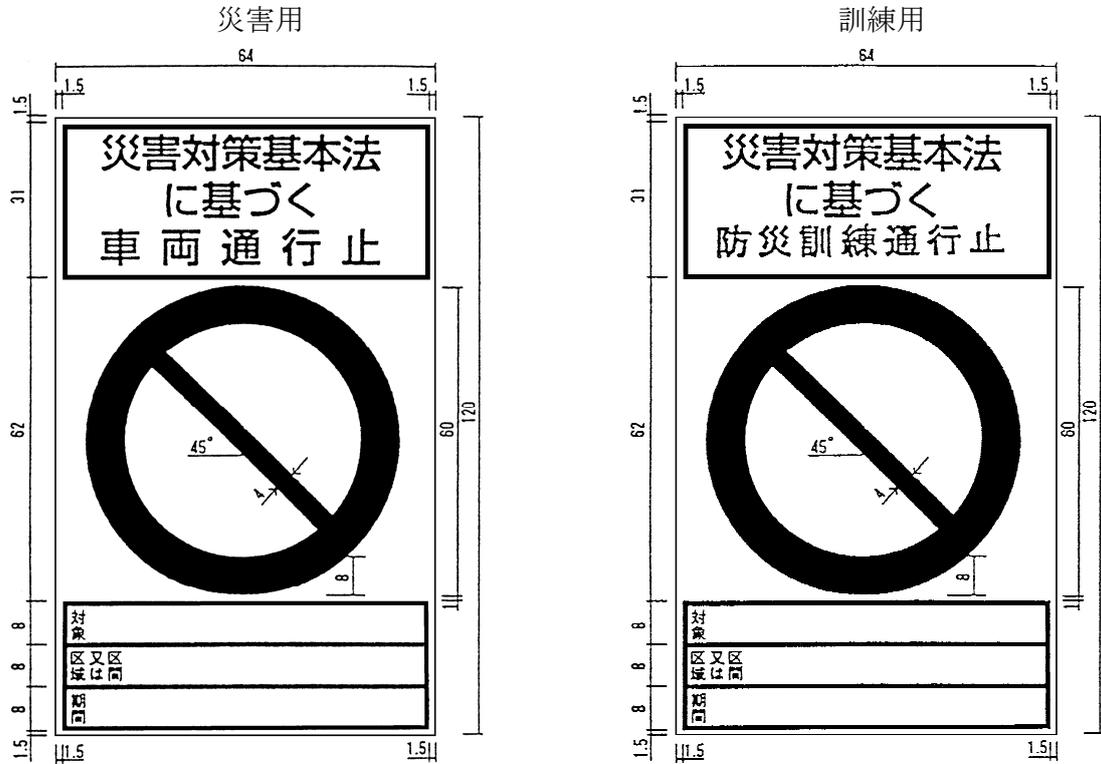
津波避難場所は、津波からの安全を確保するための施設又は場所です。

番号	地区名	名称	所在地	海からの距離 (m) ()内は船越水道及び八郎湖からの距離	標高	2F 標高	3F 標高	屋上 標高
1	二田地区	天王小学校	天王字児玉 82	1,700	6.3	10.5	14.4	18.0
2	二田地区	藤原記念病院	天王字上江川 47	1,100	5.3	10.0	14.0	
3	二田地区	天王中学校	天王字宮の後 3	1,500	4.5	8.0	12.0	
4	二田地区	地域密着型特別 養護老人ホーム 聚恵苑	天王字上江川 47-100	1,400	5.6	9.6	13.4	17.2
5	天王地区	東湖小学校	天王字宮の後 303	1,300 (500)	5.4	9.7	13.9	18.0
6	天王地区	自性院	天王字天王 71 番地	1,400 (200)	5.0	10.9	-	-
7	出戸地区	出戸小学校	天王字北野 231-2	1,000	9.7	14.2	18.3	-
8	追分地区	追分小学校	天王字追分西 26-7	1,500	25.6	29.9	33.9	-
9	追分地区	天王南中学校	天王字上北野 4-38	1,700	13.6	18.6	-	-
10	追分地区	秋田西高等学校	天王字追分西 26 番地 1	900	18.0			
11	中央地区	羽城中学校	昭和大久保字元木田 145	5,600 (2,400)	5.7	10.5	14.7	-
12	昭和地区	元木山公園	昭和大久保元木山根 118 番地	5,500 (2,800)	24.2			-
13	飯田川地区	飯田川南公園 一帯	飯田川下虻川字井戸沢 41	6,900 (2,200)	33.8		-	-
14	飯田川地区	梅の里東屋	飯田川和田妹川字中沢 地内	7,300 (2,900)	50.0			
15	飯田川地区	新道農村公園	飯田川飯塚字水神端地 内	8,600 (2,900)	17.0			

【輸送関係】

資料 1 2 規制の標識等

規制の標識等



- 備考
1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 2. 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
 3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 4. 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の2分の1まで縮小することが出来る。

資料 1 3 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 印 公安委員会 印
番号標に標示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。

緊急通行車両の標章



- 備考
1. 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期間」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料14 臨時ヘリポート設定基準

臨時ヘリポート設定基準

(1) ヘリポートの設定基準

- ア 離着陸（発着）のため必要最小限の地籍
県地域防災計画を参照

〔地表面〕

- (ア) 舗装された場所が最も望ましい。
(イ) グランド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること。
(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う)
(ウ) 草地の場合は硬質低草地であること。

イ 着陸点

- 着陸点（直径 30m）のほぼ中央に石灰等で直径 10m の正円を画き、中央に H と記す。
県地域防災計画を参照

- ウ 着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形施設等による風の影響の少ない場所）に吹き流し、又は旗を立てる。

(ア) 布製

- (イ) 風速 25m/秒程度に耐えられる強度
県地域防災計画を参照

- エ 救急車等、車両の出入りの便がよい場所であること。

- オ 電話等、通信手段の利用が可能であること。

1. 名称 : 潟上市天王漁業集落運動公園（江川）
2. 名称 : 潟上市追分地区公園多目的広場（長沼公園ラグビー場）
3. 名称 : 潟上市立追分小学校グラウンド
4. 名称 : 潟上市立出戸小学校グラウンド
5. 名称 : 天王湖岸球場
6. 名称 : 下出戸近隣公園
7. 名称 : 潟上市立大豊小学校グラウンド
8. 名称 : 多目的交流施設広場
9. 名称 : 潟上市立飯田川小学校グラウンド
10. 名称 : 竜毛農村広場
11. 名称 : 大清水農村公園
12. 名称 : 野村多目的運動広場

【福祉保健関係】

資料 1 5 医療施設

医療施設一覧

R3. 12. 21 現在

病 院 名	所 在 地	電 話 番 号
藤原記念病院	潟上市天王字上江川 47	018-878-3131
杉山病院	潟上市昭和大久保字北野出戸道脇 41	018-877-6141
藤原記念病院出戸診療所	潟上市天王字北野 307-55	018-878-7710
小玉医院	潟上市昭和大久保字街道下 96-8	018-877-2040
佐々木医院	潟上市昭和大久保字堤の上 91	018-870-4188
ハートインクリニック	潟上市昭和大久保字町後 173-42	018-855-5510
神田医院	潟上市飯田川下虻川字屋敷 100	018-877-2004
あいざわ胃腸科クリニック	潟上市飯田川飯塚字樋ノ下 75-1	018-877-6688
せきクリニック	潟上市天王字長沼 42-5	018-872-4088
南秋田眼科医院	潟上市大久保字街道下 106-5	018-877-7117
おおこし眼科	潟上市天王字長沼 23-5	018-870-4800
つしま耳鼻科	潟上市天王字追分西 2-71	018-872-1881
南秋田整形外科医院	潟上市昭和大久保字街道下 96-2	018-877-7112
斎藤整形外科医院	潟上市天王字長沼 40-21	018-870-4188
石井歯科クリニック	潟上市天王字長沼 40-14	018-873-5111
わかばデンタルクリニック	潟上市天王字上北野 60-1	018-872-1181
敬徳会歯科診療所	潟上市天王字上江川 47	018-878-6800
でとまち歯科クリニック	潟上市天王字北野 223-244	018-870-6511
よねざわ歯科	潟上市天王字上江川 47-342	018-878-2636
鈴木歯科医院	潟上市昭和大久保字堤の上 125	018-877-3450
大坂歯科医院	潟上市昭和豊川竜毛字下斉藤田 7	018-877-2288
おおくぼ歯科診療所	潟上市大久保字街道下 96-3	018-877-7111
高橋歯科医院	潟上市飯田川下虻川字屋敷 129-3	018-877-2356

資料 17 福祉施設

R3.12.21 現在

施設名称	種類	設置数	定員数
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム	6	325
介護老人保健施設	介護老人保健施設	2	200
障害者支援施設	障害者福祉サービス事業所	7	167
障害児通所施設		2	20
児童福祉施設	こども園、保育所	こども園 4 保育園 1	965 (利用定員数)
計		22	1,677

【応援関係】

資料 18 災害派遣要請依頼書様式

		文書番号			
		令和	年	月	日
秋田県知事	様				
		潟上市長			印
自衛隊の災害派遣要請依頼について					
このことについて、自衛隊法第 83 条の規定による自衛隊の派遣を、次のとおり依頼します。					
記					
1. 災害の状況及び派遣要請の理由					
(1) 災害の種類	水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難 交通事故、航空機事故、船舶救助、その他 ()				
(2) 災害発生の日時	令和	年	月	日	時 分
(3) 場 所	秋田県潟上市				
(4) 被害状況					
(5) 要請する理由					
2. 派遣を必要とする期間					
自	令和	年	月	日	時 分
至	令和	年	月	日	時 分
3. 派遣を希望する人員・器材					
	名	器材			
4. 派遣を希望する区域及び活動内容					
(1) 派遣希望区域					
(2) 活動内容					
5. その他参考事項 (判明している事項)					
(1) 現地において協力し得る団体、人員、器材等の数量及びその状況					
(2) 派遣部隊の宿営(宿泊)地又は宿泊施設の状況					
(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法					

資料 19 災害派遣撤収要請依頼書様式

		文書番号				
		令和	年	月	日	
秋田県知事	様					
		潟上市長				印
自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について						
このことについて、下記のとおり、撤収要請を依頼します。						
記						
1. 撤収を要請する事由						
2. 任務完了（予定）日時						
令和	年	月	日	時	分	
3. 撤収要請日時						
令和	年	月	日	時	分	
4. その他必要な事項						

資料 20 協定一覧

協定名	締結先	締結年月日
消防相互応援協定	五城目町・八郎潟町・井川村・飯田川町・昭和町	昭和 34 年 4 月 1 日
湖東地区一部事務組合と五城目町との消防応援協定	湖東地区消防一部事務組合と五城目町	昭和 47 年 10 月 1 日
秋田県広域消防相互応援協定	市町、消防の一部事務糾合及び消防を含む一部事務組合	平成 5 年 11 月 1 日
秋田県消防防災ヘリコプター応援協定	秋田県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	平成 11 年 4 月
災害時における相互援助に関する協定書	秋田県内 13 市	平成 18 年 4 月 26 日
災害時における応急対策に関する応援協力協定	潟上市建設産業協会	平成 18 年 8 月 18 日
災害復旧時の協力に関する協定書	東日本電信電話株式会社 秋田支店	平成 21 年 11 月 11 日
大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定	秋田市、大仙市、仙北市、雫石町、滝沢村、盛岡市、宮古市	平成 22 年 5 月 27 日
災害時の情報交換に関する協定書	国土交通省 東北地方整備局	平成 23 年 9 月 1 日
災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書	秋田県及び県内全市町村	平成 24 年 1 月 20 日
災害発生時における避難所及び一時避難場所としての使用に関する協定書	秋田県立秋田西高等学校	平成 24 年 6 月 20 日
災害時の協力に関する協定書	東北電力株式会社 秋田営業所	平成 24 年 8 月 1 日
災害時の物資輸送及び支援物資拠点施設の運営に関する協定書	ヤマト運輸株式会社	平成 25 年 6 月 19 日
災害発生時の物資提供及び避難場所の提供に関する協定書	飯田川都市開発(株)メルティ潟上	平成 25 年 7 月 18 日
災害発生時の相互協力に関する協定書	株式会社 秋田銀行	平成 25 年 7 月 23 日
災害発生時の対応と平常時における高齢者等の見守り活動の相互協力に関する協定書	潟上市内郵便局	平成 25 年 7 月 31 日
災害発生時の相互協力に関する協定書	株式会社 北都銀行	平成 25 年 9 月 26 日
災害発生時における避難所及び一時避難場所としての使用に関する協定書	龍巖山 自性院	平成 25 年 10 月 22 日
災害発生時における福祉避難施設としての使用に関する協定書	秋田県立養護学校天王みどり学園	平成 25 年 11 月 26 日

資料編

災害時における応急医療救護活動に関する協定書	潟上市内医療機関	平成 26 年 2 月 17 日
災害発生時の物資提供に関する協定書	一般社団法人秋田県 L P ガス協会	平成 26 年 7 月 3 日
災害時における救援物資の供給に関する協定書	みちのくコカ・コーラボトリング株式会社	平成 26 年 8 月 21 日
災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書	秋田県自治所 秋田県総合教育センター	平成 26 年 12 月 24 日
災害時における救援物資の供給に関する協定書	ダイードリンコグループ株式会社秋田ダイドー	平成 27 年 2 月 4 日
災害時等の自治体支援に関する覚書	国土交通省東北地方整備局 秋田河川国道事務所	平成 27 年 2 月 4 日
潟上市内歯科医療機関との災害時における歯科医療救護活動に関する協定書	潟上市内歯科医療機関	平成 27 年 2 月 17 日
災害時福祉避難所として使用に関する協定書	潟上市内社会福祉法人等	平成 27 年 3 月 18 日
災害発生時の相互協力に関する協定書	五城目警察署	平成 27 年 11 月 10 日
災害発生時の物資提供に関する協定書	N P O 法人コメリ災害対策センター	平成 29 年 1 月 13 日
防災・災害情報の提供に関する協定書	株式会社 秋田ケーブルテレビ	平成 29 年 1 月 24 日
災害に係る情報阪神等に関する協定書	ヤフー株式会社	平成 31 年 4 月 23 日
災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書	(有)菅生清掃、(有)佐藤清掃 (株)昭和環境、(有)二田電気工事	令和元年 11 月 19 日
災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書	(有)さわやか清掃サービス (有)さわやか衛生社 (有)天王衛生、(有)羽城興業	令和元年 11 月 19 日
災害時における仮設トイレの設置に関する協定書	(株)秋田中央機工 日野興業(株)	令和元年 11 月 19 日

資料編

包括的連携に関する協定書	秋田中央郵便局、潟上市内郵便局	令和2年2月5日
災害時における電動車両等車両等の貸与に関する協定書	三菱自動車興業株式会社 秋田三菱自動車販売株式会社	令和2年1月26日
包括的連携に関する協定書	ヤマト運輸株式会社	令和3年10月27日
包括的連携に関する協定書	大塚製菓株式会社	令和3年11月7日

【災害救助法関係】

資料 2 1 災害救助の主な事務のあらまし

順 序	厚生労働省	秋田県	潟上市	備 考
1. 被害状況の把握			1. 迅速、かつ、正確に管内の被害状況を把握	1. 被害状況の把握のしかたについては1被害認定を参照
2. 被害状況報告	1. 報告の受理及び必要な助言、指導	1. 市町村からの被害報告を確認のうえ、管内分を集計し、直ちに厚生労働大臣に報告 〔以下、状況判明次第随時報告〕	1. すみやかに被害状況を秋田県知事に報告 〔以下、状況判明次第随時報告〕	1. 報告の内容については(1)発生報告を参照 2. 報告を必要とする被害の程度については4報告を必要とする災害を参照 〔報告は電話又はFAX〕
災害救助法適用の決定 1. 都道府県知事の判断で適用する場合(施行令第1条第1項第1号、第2号、第3号前段該当)	1. 報告の受理及び必要な助言、指導 2. 必要に応じ災害対策本部を設置 3. 国土交通省、日本赤十字社等関係機関への連絡	1. 市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、厚生労働大臣に報告後公示 2. 県内各関係機関に連絡(連携協力) 3. 必要に応じ災害対策本部を設置 4. 必要に応じ現地確認	1. 秋田県知事に災害救助法の適用要請 2. 必要に応じ災害対策本部を設置	1. 報告の内容については(2)仲間報告を参照 2. 災害救助法の適用の手続については2適用の手続を参照 3. 災害救助法の適用基準については3適用基準を参照 〔報告は電話又はFAX〕
1. 厚生労働大臣に協議して適用する場合(施行令第1集第1項第3号後段第4号該当)	1. 適用の判断及び必要な助言、指導 2. 災害救助法の適用承認 3. 必要に応じ災害対策本部を設置 4. 国土交通省、日本赤十字社等への連絡	1. 厚生労働大臣協議の要否判断(要の場合には) 2. 厚生労働大臣に災害救助法の適用協議(厚生労働大臣が承認した場合には) 3. 市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、市町村へ連絡後公示 4. 県内各関係機関に連絡(連携協力) 5. 必要に応じ現地確認	1. 秋田県知事に災害救助法の適用要請 2. 必要に応じ災害対策本部を設置	1. 協議内容 被害の状況 災害救助法適用の必要性 実施する予定の救助の種類 〔協議はとりあえず電話又はFAX、後日すみやかに文書〕

順 序	厚生労働省	秋田県	潟上市	備 考
1. 応急救助の実施	1. (必要に応じ)他の都道府県知事に対する応援を命じる。	1. 救助の実施 2. (必要に応じ)他の市町村長及び他の都道府県知事に対して救助業務の応援を要請	1. 応急救助に当る。 (秋田県から委任を受けた救助等)	1. 救助の内容について第4章 応急救助の3～19を参照 2. 職権の委任については3救助の実施及び協力機関を参照
1. 中間報告	1. 報告の受理及び必要な助言、指導	1. 災害救助法の適用状況報告 2. 救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等報告 (以下、状況判明次第随時報告)	1. 救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等報告 (以下、状況判明次第随時報告)	1. 中間報告の内容については(2)中間報告を参照 (報告は電話又はFAX)
(必要に応じ)特別基準の申請 1. 特別基準の申請は救助の種類毎の期間内に行わなければならない。	1. 承認の要否及び程度等判断及び必要な助言指導	1. 被害が甚大等のため「災害救助法による救助の程度、方法及び機関並びに実費弁償」による救助の種類毎にこの基準により難い特別の事情があるときは、その都度特別基準を厚生労働大臣に協議	1. (必要に応じ)秋田県知事に特別基準の要請	1. 「災害救助法による救助の程度、方法及び機関並びに実費弁償」についてはを参照 2. 特別基準の申請については、第4章応急救助の3～19を参照 (申請はとりあえず電話又はFAXで行い、後日すみやかに文書で)
1. 救助完了報告	1. 報告の受理及び必要な助言、指導	1. 応急救助の完了後 ・ 確定被害状況 ・ 救助の種類毎の実施状況及び救助費概算所要額等を報告	1. 応急救助の完了後 ・ 確定被害状況 ・ 委任を受けて行った救助の種類毎の実施状況及び救助費概算所要額等を報告	1. 救助完了報告の内容については(3)決定報告を参照(報告はすみやかに文書で)
1. 補助金の申請等	1. 申請に基づく交付決定、資金示達及び精算確定	1. 翌年度の6月15日までに精算交付を厚生労働大臣に申請	1. 応急救助等に救助費(繰替支弁を行った額)を秋田県知事に申請	1. 補助金の精算交付の申請については「災害救助費の国庫負担について」を参照 2. 特別の事情がある場合には国庫補助金の概算交付を受けることができる。

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考				
避難所の設置	現に被害を受け、または被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 100人1日当り 30,000円以内 (加算額) 冬期 別に定める額	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の承認により着工期間の延長あり)	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための人夫賃、消耗器材費、建物等の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費を含む。 2. 輸送費は別途計上				
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	1. 規格1戸当り平均29.7m ² (9坪)を基準とする。 2. 限度額1戸当り2,401,000円以内	災害発生の日から20日以内着工 (但し厚生労働大臣の承認により着工期間の延長あり)	1. 基準面積は平均1戸当り29.7m ² であればよい。また実情に応じ市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。 2. 供与期間 2年以内 3. 県外からの輸送費は別枠。				
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1. 1人1日(3食)当り1,010円以内	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の承認により着工期間の延長あり)	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の承認により期間の延長あり)	輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内に完了 (但し厚生労働大臣の承認により期間の延長あり)	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限る。				
		単位(百円)						
		区分(世帯)	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人増すごとに加算
全全流	壊焼失	夏	172	222	327	392	497	73
		冬	285	369	514	602	757	104
半半床	壊焼床上浸水	夏	56	76	114	138	174	24
		冬	91	120	168	199	253	33

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	救護班が使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費	災害発生の日から14日以内 (但し厚生労働大臣の承認により期間の延長あり)	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前または以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	救護班が、使用した衛生材料等の実費	分べんした日から7日以内 (但し厚生労働大臣の承認により期間の延長あり)	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 (但し厚生労働大臣の承認により期間の延長あり)	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急処理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1カ月以内に完了	実情に応じ、市町村相互間において対象数の融通ができる。
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)、または床上浸水により学用品をそう失またはき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒(盲学校、ろう学校、養護学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒も含む。)	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出またはその承認を受けて使用している教材実費 2. 文房具及び学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当たり4,100円 中学校生徒 1人当たり4,400円 高等学校生徒 1人当たり4,800円	災害発生の日から教科書は1カ月以内に、文房具及び通学用品は、15日以内に完了	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給。
埋葬	1. 災害の際死亡した者 2. 実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12才以上) 201,000円以内 小人(12才未満) 160,800円以内	災害発生の日から10日以内に完了	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内に完了 (但し厚生労働大臣の承認により期間の延長あり)	1. 輸送費、人件費は、別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）	(洗浄、消毒等) 1体当り3,300円以内 既存建物借上費 (一時保存) 通常の実費 既存の建物以外 1体当り 5,000円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内に完了	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は、別途計上
障害物の除去	1. 自力では除去する事のできない者 2. 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合	1世帯当り 133,900円以内	災害発生の日から10日以内に完了 (但し厚生労働大臣の承認により期間の延長あり)	実情に応じ市町村相互間において、対象数の融通ができる。
輸送費及び人夫費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救援用の物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 18,600円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,500円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 17,400円以内 土木技術、建築技術者 16,800円以内 大工 16,000円以内 左官 14,800円以内 トビ職 13,300円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

【災害対策関係】

資料 2 2 廃棄物処理施設

一般廃棄物処理

ごみ処理施設

名 称	住 所	電話番号
潟上市クリーンセンター	潟上市昭和大久保字大藤崎 1 番地	018-877-6677
潟上市クリーンセンター粗大ごみ処理施設	潟上市昭和大久保字大藤崎 1 番地	018-877-6677
潟上市一般廃棄物最終処分場	潟上市飯田川飯塚字鳥木沢 47 番地	018-877-6628

し尿処理施設

名 称	住 所	電話番号
男鹿地区衛生センター	男鹿市船越字一向 207 番地 1 4 5	0185-35-3315

産業廃棄物処理

産業廃棄物処理施設

名 称	住 所	電話番号
秋田瀝青建設株式会社	潟上市飯田川下虻川字上谷地 161	018-877-4103
株式会社トーセキマテリアル	潟上市飯田川下虻川字道心谷地 17-4	018-877-3120
ユナイテッド計画株式会社	潟上市昭和豊川槻木字槻 13-1	018-877-3027
潟上ウッドバイオマスセンター	潟上市天王字桃木台上 1-129	018-855-5671

特別管理産業廃棄物処理

特別管理産業廃棄物処理施設

名 称	住 所	電話番号
有限会社日製産業	潟上市天王字鶴沼台 67-2	018-878-9580

資料 2 3 建設産業協会名簿

番号	商号	ああ住所	電話番号	F A X
1	(有) 青山鉄筋工業	潟上市天王字蒲沼 139 - 9	878-6590	878-6776
2	(株) 秋田中央機工	潟上市天王字棒沼台 271	878-7777	878-7771
3	(有) 伊藤鉄筋工業	潟上市天王字持長根 64	878-5598	878-5755
4	(有) 伊藤建設	潟上市天王字蒲沼 123 - 7	878-6849	878-3157
5	(株) 伊藤特殊工事	潟上市天王字棒沼台 151 - 2	878-9761	878-9762
6	(有) 小沼園芸	潟上市天王字二田 119 - 1	878-9376	878-3110
7	(有) 加藤建材	潟上市天王字ハラへ 109 - 3	878-9141	878-9164
8	木元技建	潟上市天王字上江川 47 - 1886	878-4701	878-4701
9	(有) 京谷土建	潟上市天王字江川 18 - 2	878-3626	878-4382
10	(有) 共友建設	潟上市天王字天塩 1016-3	878-6282	878-6493
11	共和建設(株)	潟上市天王字コアツコ 134 - 8	878-2056	878-4820
12	(有) クドウ工務所	潟上市天王字二田 99	878-3116	878-5578
13	(有) 後藤土建	潟上市天王字二田 10 - 1	878-5306	878-7584
14	(有) 桜庭電気工事	潟上市天王字塩口 169	878-2624	878-7676
15	(有) 佐光建設	潟上市天王字二田 180 - 5	878-5058	878-3390
16	佐々木建設	潟上市天王字北野 226	878-3038	878-3038
17	(有) 佐藤産業	潟上市天王字江川谷地 74 - 16	878-5396	878-6153
18	(有) 渋谷設備	潟上市天王字不動台 119 - 4	878-3564	878-7335
19	(有) 杉淵鉄工建設	潟上市天王字天王 89	878-2246	878-6998
20	(株) 瀬下土建	潟上市天王大崎字野沢 181	878-2453	878-2431
21	大地建設工業	潟上市天王字追分西 32-117	873-6396	873-6347
22	(株) 大雄建設	潟上市天王字上江川 51 - 16	878-4847	878-2505
23	(有) 大和工業	潟上市天王字二田 94 - 3	878-6241	878-6241
24	天王土建	潟上市天王字不動下 417 - 2	878-3945	878-6609
25	東北産業(株)	潟上市天王字江川 27 - 1	878-2151	878-2152
26	エコーホールディングス(株)	潟上市飯田川下虻川字道心谷地 17 - 4	877-3120	877-2281
27	トヤマ電気(有)	潟上市天王字二田 219 - 120	878-4706	872-2333
28	(有) 奈良建設	潟上市天王字上狼縁 5 - 2	878-9552	878-9552
29	西村組	潟上市天王字松淵 508 - 3	878-2700	878-2700
30	(株) 西村建設	潟上市天王字中分水 2 - 1	878-4815	878-2708
31	(有) 橋本組	潟上市天王字北野 223 - 27	878-3555	878-3555
32	(有) 藤原鉄筋工業所	潟上市天王字上江川 72 - 1	878-9313	878-6988
33	(有) 船木建設工業	潟上市天王字持谷地 1 - 61	878-9281	878-5384
34	(有) 船貞工業	潟上市天王字持谷地 22 - 2	878-9393	878-9429
35	真壁造園	潟上市天王字下狼縁 35 - 3	878-3106	878-3106
36	(有) まるみ土木	潟上市天王大崎字上沖中谷地 66	878-5860	878-5860
37	(有) 三浦土建	潟上市大崎字高田 2	878-2740	878-4159
38	(有) 三浦ポンプセンター	潟上市天王字上江川 47 - 924	878-2335	787-7407
39	(有) 宮城板金	潟上市大崎字野沢 25	878-3701	878-2278
40	むつみ建設(株)	潟上市天王字北野 256	878-5050	878-5001
41	むつみ造園土木(株)	潟上市天王字棒沼台 306	878-2011	878-4963
42	(株) 村山組	潟上市天王字御休下 6	878-2300	878-2337

資料編

番号	商号	ああ住所	電話番号	F A X
43	(有) 安田産業	潟上市天王字羽立北野 1 - 80	878-3643	878-2178
44	ヤマ佐建設	潟上市天王字二田 180	878-5006	878-9923
45	(有) ユウロード	潟上市天王字ハラへ 37 - 1	872-2093	872-2112
46	渡部建設	潟上市天王字沖田台 26	878-6515	878-6515
47	ユナイテッド計画(株)	潟上市昭和豊川槻木字槻 13 - 1	877-3027	877-3986
48	(有) 渡辺商事	潟上市昭和乱橋字開上関田 109	877-5177	877-5929
49	(株)菅与組	潟上市昭和乱橋字下畑 50	877-4117	877-2454
50	(有) 小林土木	秋田市川尻大川町 4 - 23	824-1326	865-0220
51	昭和電気工業(株)	潟上市昭和大久保字北野細谷道添 72 - 88	877-2234	877-2184
52	瀬下建設工業(株)	秋田市山王中島町 10 - 26	888-5511	888-5522
53	川上設備工業	潟上市昭和豊川竜毛字坂の下 2	877-4153	877-4174
54	日本機械工業(株)	秋田市寺内三千刈 240 - 1	862-2238	862-3113
55	秋田瀝青建設(株)	潟上市飯田川下虻川字上谷地 161	877-4103	877-6803
56	(有) センケン	潟上市飯田川下虻川字街道下一本 木 48 - 1	855-5311	855-5322
57	マルト建設(株)	潟上市飯田川飯塚字塚の越 50 - 1	877-3650	877-3630
58	(株)伊藤土木	潟上市飯田川下虻川字儘の内 4 - 3	877-3057	877-3082
59	秋田ニチレキ(株)	秋田市泉中央三丁目 9 - 18	865-0884	864-4764
60	(株)田仲建設	潟上市昭和大久保字北野出水の上 40 - 4	877-5012	877-5855
61	(有) 深沢電装	秋田市川尻大川町 9 - 48	863-8822	865-5214

資料24 秋田県沿岸流出油災害対策協議会会員名簿

秋田県沿岸流出油災害対策協議会会員名簿

R3. 12現在

会 員 名	所 在 地	電話番号	ファックス
秋田海上保安部	秋田市土崎港西1-7-35	018-845-1621	846-0095
秋田県 総務部総合防災課	秋田市山王3-1-1	018-860-4563	824-1190
秋田県 秋田港湾事務所	秋田市土崎港西1-7-1	018-845-0042	845-2270
秋田県 能代港湾事務所	能代市字大森山1-2	0185-54-8246	52-7732
秋田県 船川港湾事務所	男鹿市船川港船川字外ヶ沢134	0185-23-3721	24-4780
東北地方整備局秋田港湾事務所	秋田市土崎港西1-1-49	018-847-2514	880-1021
東北運輸局 秋田運輸支局	秋田市泉登木74番地の3	018-863-5811	862-9907
秋田地方气象台	秋田市山王7-1-4	018-864-3955	824-5938
秋田市 総務部 防災安全対策課	秋田市山王1-1-1	018-866-2021	823-5099
男鹿市 総務課 危機管理室	男鹿市船川港船川字泉台66-1	0185-23-2111	23-2424
能代市 総務課 防災危機管理室	能代市上町1-3	0185-89-2115	89-1762
由利本荘市 生活環境課生活環境班	由利本荘市尾崎17番地	0184-24-6254	23-2748
潟上市 総務課 危機管理班	潟上市天王字棒沼台226-1	018-853-5301	853-5211
にかほ市 総務課	にかほ市象潟町字浜ノ田1	0184-43-7507	43-5707
八峰町役場 総務課	山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田118番地	0185-76-4601	77-2113
三種町役場 町民生活課消防防災係	山本郡三種町鶴川字岩谷子8番地	0185-85-4833	85-2178
秋田市消防本部 警防課	秋田市山王1-1-1	018-823-4243	823-9006
男鹿地区消防本部	男鹿市船川港船川字海岸通2-12-7	0185-23-3139	23-4146
にかほ市消防本部 指令室	にかほ市金浦字館ヶ森152番地	0184-38-2834	38-4070
能代山本広域市町村圏組合消防本部	能代市緑町2-22	0185-52-3311	53-3958
由利本荘市消防本部 総務課	由利本荘市尾崎17番地	0184-22-4282	23-2748
東北電力株式会社 秋田火力発電所	秋田市飯島字古道下川端217-6	018-845-4141	845-4988
東北電力株式会社 能代火力発電所	能代市字大森山1-6	0185-55-0291	53-5587
秋田製錬株式会社 飯島製錬所環境安全室	秋田市飯島字古道下川端217-9	018-846-8202	846-4194
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 秋田国家石油備蓄基地事務所	男鹿市船川港船川字芦沢219	0185-24-6121	24-4555
秋田石油備蓄株式会社 男鹿事業所	男鹿市船川港船川字芦沢219	0185-24-6111	24-6110
出光興産株式会社 秋田油槽所	秋田市寺内字後城322-4	018-845-0147	845-0148
株式会社昭友 秋田共同油槽所	秋田市寺内字後城322-8	018-845-2226	845-2230
株式会社ジャパネンジー-船川事業所	男鹿市船川港船川字芦沢162-1	0185-23-3111	23-2843
株式会社ホームエネルギー 東北秋田オフィス	秋田市寺内字後城322-2	018-847-0345	847-0346
北日本石油株式会社 秋田営業所	秋田市土崎港西1-5-1	018-845-9363	846-0970

資料編

会 員 名	所 在 地	電話番号	ファックス
秋田ブライウツ株式会社	秋田市向浜1丁目1-2	018-863-1811	824-0354
東西オイルターミナル株式会社 秋田油槽所	秋田市寺内字後城322-6	018-845-2105	845-1528
JX日鉱日石エネルギー株式会社 秋田油槽所	秋田市土崎港相染町字土浜20-1	018-845-0111	845-7556
ENEOSグローブガス株式会社 秋田ガスターミナル	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山9-2	018-846-2035	857-2195
日本製紙株式会社 秋田工場	秋田市向浜2-1-1	018-896-7700	896-7690
マルハ産業株式会社 秋田営業所	秋田市寺内字大小路207-6	018-845-2135	847-0367
三菱マテリアル株式会社 秋田製錬所	秋田市茨島3-1-18	018-862-0700	862-1119
新秋木工業株式会社	秋田県秋田市向浜1-8-2	018-823-7265	864-8397
東亜建設工業株式会社 秋田営業所	秋田市土崎港西3-2-36	018-845-3221	845-4795
伊藤栄建設株式会社	山本郡八森町字椿台136	0185-77-3232	77-3237
大森建設株式会社	能代市河戸川字基地西山48-1	0185-54-3358	55-1470
長田建設株式会社	由利本荘市石脇字田頭208-2	0184-22-0722	23-3346
株式会社加藤組	男鹿市脇本脇本字向山18-6	0185-25-3001	25-2234
株式会社沢木組	男鹿市船川港船川字海岸通2-6-2	0185-23-3434	23-3333
株式会社清水組	男鹿市船越字船越258	0185-35-2011	35-2015
三和興業株式会社	男鹿市船川港船川字新浜町54	0185-22-1810	22-1811
中田建設株式会社	能代市万町4-29	0185-54-6441	54-7105
村岡建設工業株式会社	由利本荘市出戸町字一番堰181	0184-22-0630	24-5442
秋田曳船株式会社	秋田市土崎港西2-5-9	018-845-7095	845-7968
秋田海陸運送株式会社	秋田市土崎港西2-5-9	018-845-0185	845-4229
株式会社辰巳商会 秋田出張所	秋田市飯島字古道下川端219-5	018-845-8032	846-7828
東北ポータルサービス株式会社 秋田営業所	秋田市飯島字古道下川端217-6	018-845-1834	845-8993
東北ポータルサービス株式会社 能代営業所	能代市字大森山1-6	0185-53-2329	53-2149
日本通運株式会社 秋田港支店	秋田市土崎港穀保町130-1	018-845-2291	845-1844
能代運輸株式会社	能代市河戸川字北西山144-2	0185-52-5335	52-5435
有限会社秋田パイロット事務所	秋田市土崎港西1-7-28	018-845-3178	845-7661
秋田石油基地防災株式会社	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山7-4	018-845-9127	845-7950
秋田備蓄マルチサービス株式会社	男鹿市船川港船川字芦沢219	0185-23-2671	23-2675
秋田県漁業協同組合	秋田市土崎港西1-5-11	018-845-1311	846-5039
能代浅内漁業協同組合	能代市浅内字浅内83	0185-54-8911	52-2010
三種町八竜漁業協同組合	八竜町浜田字福沢63	0185-85-3124	85-3124
八峰市峰浜漁業協同組合	山本郡峰浜村田字明神長根45	0185-76-3099	76-3099
特定非営利活動法人 秋田県水難救済会	秋田市山王3-1-1	018-862-0851	862-0851

資料25 農用地たん水危険箇所

番号	位置 (大字)	農用地のたん水状況		保全対象	
		農用地面積 (ha)	排水方法	人家 (戸)	公共施設
1	昭和地区 ・昭和豊川上虻川 ・昭和豊川岡井戸 ・昭和豊川船橋 ・昭和豊川槻木 ・昭和豊川竜毛 ・昭和豊川山田 ・昭和大久保	400.6ha	自然排水	2,874	市庁舎 1 中学校 1 小学校 1
2	飯田川地区 ・飯田川下虻川 ・飯田川和田妹川 ・飯田川金山 ・飯田川飯塚	201.9ha	自然排水	1,639	市庁舎 1 小学校 1

